

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－99）、MOX燃料加工施設（1－90）、濃縮施設（5－16）」

2. 日時：令和4年1月14日（金） 13時30分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

専門検査部門

早川上席原子力専門官

日本原燃株式会社 松田 常務執行役員 他29名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力技術） 副長

電源開発株式会社 原子燃料室 上席課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 2 月 2 4 日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 3 年 8 月 3 1 日）

「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000186.html

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 3 年 8 月 3 1 日）

「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000185.html

- ・ 令和 3 年 1 2 月 2 3 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和 4 年 1 月 7 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和 4 年 1 月 1 3 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:02	規制庁大橋です。ただいまから日本原燃濃縮施設設工認に係るヒアリングの方を始めます。最初に注意事項についてお伝えします。ヒアリングを発言しないように、
0:00:13	ください。発言してしまった場合、その場でその旨指摘するようにしてください。発言体は右、指導上の発言するようにしてください。
0:00:23	また、
0:00:25	発言しない場合はマイクを見たとする、見るとにするようお願いいたします。本日の説明ですけれども、
0:00:33	そして、
0:00:37	新規制基準を受けた、設工認変更申請に解体する、使用前事業者検査の対象に、対象の考え方についてという資料と、
0:00:50	資料2として第1回から第3回申請と第4回第5回申請の公示の方法の整合についてと、この2点かと思えますけれども、日本原燃こちらでよろしいでしょうか。
0:01:03	原燃濃縮ヤギハシです。資料については問題ございません。
0:01:07	はい。
0:01:08	それではまず、越智。
0:01:10	について説明したいと思えますまず、WEBの方で専門建設部門からハヤカワ、あと
0:01:17	博士核燃料審査部門の方から河原崎。
0:01:20	あとは、
0:01:22	WEBの方からは、
0:01:25	革新部門から、
0:01:29	私はオオハシとカミデコサクおうかタジリフジワラタカナシナカガワツガネaとなっております。
0:01:37	それでは、日本原燃の出席者を説明した後、資料の説明の方お願いします。
0:01:44	別件の牛久八木橋です。本日の出席者ですが、の地区の方でフジノクドウサカモト沼山ワカバヤシ、私揚げ足となります。
0:01:55	あと再処理、MOXの方から、F、フジヤ、タカハシ、クドウ、スギモト、イシハラの以上となります。では早速説明の方を始めさせていただきます。
0:02:08	日本原燃阪本でございます。それでは資料1の、障害事業者検査の対象の考え方、これについて整理した資料について説明いたします。
0:00:00	いたします。

0:00:02	日本で先ほどでございます。資料1のところの2ポツの基本的な考え方のところでございますが、こちらは施設全体を確認する検査として基本設計方針検査、
0:00:14	これが新たに追加されましたので、これをどのように、実施するかというところを発電炉をベースに整理したましたので、これをご説明するものでございます。
0:00:24	2.1のところの基本設計方針の変更事項というところではこれは外れる同等で平衡変更点が明確になるように、設工認では変更前後というところで示しているというものでございます。
0:00:36	2.2からが、何を対象に検査するかという内容でございますが、
0:00:42	先行すれば全量電話で設工認の変更後に記載したものを、これを様式8で整理して、当確方針これについて、設備の個別の設備が新規施設とか改造とかそういったものにかかわらず、
0:00:55	基本設計方針を対象に施設全体を対象にして、年を廃棄事業者検査を実施すると。
0:01:01	いう形としております。当社のF施設、再管理、あと濃縮、これらの移行現行の施設は、これと同等の方法であるというところで考えております。
0:01:11	具体的なところで言いますと、
0:01:14	資料の3ページ目をお開きください。
0:01:19	それでは設備の基本設計方針の例と、はい。基本設計方針の対象になるものを、イメージを示したものでございます。黄色のハッチ部分が基本設計検査を耐震を対象とすると。
0:01:32	ということで考えております。こちら3ページ目ですが、多分これは変更前に、もともと記載がなくて、新しい要求で追加されたこと、溢水等でございますがこういったものを、
0:01:42	変更後に記載されているものを、すべて実施するというものでございます。次の例として4ページ目をお開きください。
0:01:51	4ページ目が自然現象というもので、これは変更前でも何らかではやってはいたんですけども、そういったものにかかわらず、変更後であれば方針を示しておりますので、
0:02:01	この閉止変更に基づいて、漏れなく実施すると。
0:02:05	午後のところまだ実施するというところでございます。続いて5ページ目でございます。
0:02:11	こちら、安全機能を有する施設でございます。こちらもともとやっている部分と、あと追加された部分がございますが、衛藤変更後のところにあります通り、全体として確認をすると。

0:02:23	いうものでございます。安全機能優秀施設は、まず安全機能を有する施設として、施設全体の設備機器がこの、
0:02:33	この要求方針に該当しますので、少なくともこれをやることによって、施設全体の機器が全設計方針検査の枠の中に入るところで何らかの確認が詰めての施設について、
0:02:46	されるということでありませう。
0:02:49	続いて6ページ目。
0:02:54	6ページ目は衛藤臨海以降の今回新基準で大きな変更のないようなものでございます。こういったものは、江藤社長の方で変更なしますので、こういったものは対象としないというところの整理でございます。
0:03:07	ケンジに戻りまして、
0:03:11	資料の2.1名、ご覧ください。
0:03:15	2.3のところですがこちらもよろしくの状況でございます。もし雲衛藤先ほど言った通り
0:03:22	風の同等の方針で検査をいたします。ただ、衛藤もしくは、第1回から3回まで。
0:03:30	第3回の後に、申請検査制度が施行されて、第4回五番がその後申請になっております。第1回から3回につきましては、
0:03:42	認めて第4回部会で示しているような基本設計方針に基づく齋藤するような方針は示しておりますが、衛藤。
0:03:50	変更前後まで、第1回から3回ちょっと示していないと。
0:03:53	いわゆる種別まではしていないということだと、ことでございます。ただ基本設計法人経済については、江藤新保に基づいて、申請全体1回から5回。
0:04:05	全部について、
0:04:08	明確にして、検査を行う必要があると、と我々としては考えておりますので、この1階から3階の変更全部が示されてない部分について、何らか明確にしなきゃいけないというところで考えております。
0:04:20	それを明確にするイメージとして、
0:04:25	ページの7ページ。
0:04:28	ご覧ください。
0:04:32	7ページの方ですが、新規性基準前、あとその新規性基準後の1回から3回協議会5回ございますが、この申請基準前に今日第一課で追加された古閑阿部。
0:04:44	明確になっていないので、こういった表を用いて、1回3回で追加された要求事項が何なのかというところを明確にしたものをすべての更新についてご提示させていただきたいというところでございます。

0:04:57	これに基づいて、まず能登と同等の検査をやりたいというところで考えております。まず資料1のご説明は以上でございます。ここで一旦切らせていただきます。
0:05:11	はい。規制庁、明石です。ただいまの説明に関して規定調和から質問等をお願いします。
0:05:21	規制庁のカワラサキです。ちょっと1点まず私から、
0:05:26	基本的なちょっとところを聞いてみたいんですが、
0:05:29	今回は基本設計方針に、
0:05:34	ターゲットを絞って、
0:05:37	変更前後でどこが検査対象なのかというご説明をされたように思います。ただ一方でその、
0:05:44	これまでのヒアリングで、専門検査含めですね、確認したかった事項としては、
0:05:51	そもそも変更がないとしているもの。
0:05:54	設備であったり機器であったりとか、
0:05:57	そういったところの検査対象はどこまでなのかといったことを、話題にしてたように記憶しております、そこら辺の全体像としては、
0:06:06	どういう説明になるのでしょうかというちょっと前提、この資料の作りにあたっての前提の理解なのかもしれませんが、念のため確認させてください。
0:06:21	日本原燃の阪本でございます。今回この新規制基準で、全体を確認するあれに追加されたのは基本設計方針の検査となっております、それ以外の仕様表の検査等につきましては、
0:06:34	これまでの施行に等々、確認の方法は変わらずに、設計、構造仕様表の数値、そういったものが変わったものについて検査すると。
0:06:46	いうところでございます。その辺は、発電炉変わらず、これまでとのやり方に特段、変わるものではないということで考えております。
0:06:56	規制庁の河崎です。今の点確認なんですけど、設計が変わったら当然検査退社設工認対象になり、検査対象になるというのは当たり前だと思うんですけど。
0:07:07	技術基準が今回、新規制基準で基準が変わっているものについては当然設工認で、設計変更の有無にかかわらず例えば評価が示されたりとか、
0:07:17	してる箇所があると、そういった箇所は以下、検査上はどうなるのかっていう説明もあわせてお願いします。
0:07:28	宮部阪本でございます。例えば設計上で、耐震、だったり材料構造、そういったところが評価上で変更になったというところで、寸法等設計の変更が必要となると。
0:07:40	仕様表等の寸法が変わるというところで、衛藤。

0:07:45	そういった寸法もらったものについても、検査をすると。
0:07:49	いうところでも材料だってボルトの材質が変わったり、そういったものについて検査をするというところでございます。
0:08:00	コサクですけどちょっと回答がずれてますよ。
0:08:04	仕様が変わらないものでも評価するものがあるでしょう。
0:08:08	いったものはどうですかって聞いているので、中が変わればやりますっていうのは、すれ違い飛ぶんです。
0:08:21	前年聞こえますか。少々お待ちください。
0:08:29	コサクですけど、具体的に言うと、物としては変わらないんだけど、耐震の入力条件が変わったので、評価し直しますみたいなことです。
0:08:48	日本原燃阪本でございます。
0:08:50	江藤。はい。耐震の分類が変わったりそういう施設が変わったりそういった評価だけが変わるものについては、今基本設計方針検査の中で確認するというところで考えておりました。
0:09:04	以上です。
0:09:11	規制庁カワラサキだから、
0:09:14	基本設計方針検査の中で確認するということなんですけども基本的な理解としては、基準が変わって、技術基準への適合を改めて工認で説明したのものについては、途中事業者検査、
0:09:26	等での確認が行われると、そういうご説明と理解してよろしいですか。
0:09:32	宮部坂部でございます。その通りでございます。
0:09:35	規制庁カワラサキです。今の、
0:09:38	ポイントが重要でそれが基本設計方針検査に落ちるのかそれとも、
0:09:43	指標に落ちるのかといったところは計算の領域の話。
0:09:48	かとは思いますが。設工認側としては、基本的にはその技術基準適合が、使用前事業者等検査でもそのまま、確認対象がですね、縮小されることなく、
0:09:59	やっていたらいいのかなと思います私からは、とりあえずは以上です。
0:10:06	専門検査の方から何か。
0:10:11	ハヤカワで、
0:10:11	けども、そもそも、1回から3回の設工認の中では、設計変更及び工事を伴わないものに対しても、技術基準要求があれば、
0:10:25	検査を実施してたという状況でございます。
0:10:29	ですから今回新たに4回から5回の中で、商標で変更なしとなったものに対して、

0:10:39	基本設計方針側で確認するものがあれば、実際は、今2ポツ1の記載の中で、設計上考慮したもの。
0:10:52	はという書き方で、変更前に記載して、変更なしという言い方をすると検査はやらないというふうに読めちゃうんですね。ただそこを明確にしていただければいいのかなと思います。
0:11:06	以上です。
0:11:10	コサクですけどちょっと逆に質問したいんですけど。
0:11:13	変更ないものは使用前事業者検査やらなくていいと思うんですけど。
0:11:17	何を明確に、
0:11:19	やらなくていいってことを明確にして欲しいということなんですか。
0:11:22	変更ないものでも、そもそも1回から3回の設工認の記載の中では、技術基準要求があるもの。
0:11:34	として、すみませんそこがわからなくてコサクですけど。
0:11:39	技術基準要求はそれはあるんですけど、技術基準要求に変更がないものまで、改めて使用前事業者検査が必要だって言われてるんですか。
0:11:51	1回から3回の設工認の中では、そういうくりでやってたはずなんですよ。
0:11:58	何でそんなことが必要なんですか。
0:12:10	コサクですけど、そもそもそれ申請対象じゃないので、設工認では使ってません。
0:12:17	専門検査は勝手にやるのは別に構いませんけれど、我々業者に求めるといって我々は勝手にやってるわけではなくて、設工認上要求された検査を見てたという位置付けですが、設工認ではそこは扱ってません。以上です。
0:12:33	規制庁川崎ですけども、多分、
0:12:36	例えばここで添付でついている臨界みたいところで、基準が変わってません今回設計も変わってません。工事でもいじってませんって言ったところは、そもそも設工認上での適合説明の対象から外れてたりする。
0:12:50	箇所があるので、そういったところについては部分。
0:12:54	既認可の通りであるかっていうことは、もちろん前提としては確認はしてるんですけども、そういったところはそもそも設工認の段階で落ちていて、そもそもそれはその第3回においても使用前事業者確認、嶋事業者検査の、
0:13:07	対象からは除外されていて、それを受けた確認でも入ってないという理解だったんですけど。
0:13:14	その理解でいいですか
0:13:23	一応、その理解で専門検査としても同じだそうなので、多分ですね、日本原燃の三階の申請の書きぶりとして、何か変更が、

0:13:33	何か箇所でも検査するっていうなんか文言がですねあったらしくて、多分その部分の箇所が、何ていうんすかね。誤解を招くような表現が若干、第3回の時には、注釈のところにあったので、
0:13:46	その解釈の仕方が、何か誤解をなんか招くようなところがあったということだと思ってます。それは、
0:13:55	第5回の申請ではそういった記載は多分なくなってると思うので、多分、特に問題ないのかなと思っているし、特に検査の考え方が変わってるわけではないので、
0:14:05	改めて特に議論するようなこともないのかなと思ってます。以上です。
0:14:10	日本原燃なんか。
0:14:12	ありますか。今の議論に対して、
0:14:18	今現在、業界が特にございません。
0:14:29	規制庁、河崎です。ちょっと今の、ちょっと変な流れになってしまったんですが。
0:14:34	ちょっと念のためその上で
0:14:38	聞いてみたいことが1点あるんですけど、基本設計方針の検査っていうのは、例えばここで言うと、臨界でいうと、溢水の部分だけ若干こう、
0:14:47	と記載が加わってたりするじゃないですか。そうした部分っていうのは、その部分だけ切り離して検査対象とするっていうような整理ができるものですかっていうのを、念のため確認させてください。
0:15:06	日本原燃阪本でございます。例えば溢水のところだ形の変更であっても、ここに関わる先天数の部分、例えば単一品等のところの溢水の話であれば、追加になってあれば、
0:15:20	単一ユニットに関わる説明のセンテンスの部分、全体として、確認するということでございます。ちょっとその辺の表現がこの資料の中でちょっと明確になっていないので、
0:15:31	その辺もそれとわかるような形で、全社のこのこのサンプルのような形でちょっと整理したいと思います。ちょっと見直したいと思います。以上は、規制庁河原崎です。見直すって言われてるのは、おそらくその補正に向けてという話で私は理解しましたが、
0:15:46	そういうちょっと補正に向けてという意味で言うんですね、ちょっと何か若干この言葉遣いが、この資料って、足りないところはほかにもいる、いろいろあって、
0:15:56	例えば設工認変更申請の変更ってどういう意味だよっていうのが若干その、
0:16:01	法令的に言うと何か微妙な変更の工事っていうことを言おうとされてるとは理解するんですけどこれだとなんか第1項申請どうだ、あれは含まれてるのか含まれてないのかなとか。

0:16:13	何かいろいろ、気になる。御説明は実は、
0:16:17	若干あたりはするんですけど、基本的にはさっき言ったような理解で、設工認で技術基準適合確認してるやつは、使用前事業者検査等で確認。
0:16:27	されていくという、大筋は変わらないと思いますので、
0:16:30	今日の議論を踏まえて、きちんとその補正、
0:16:34	なり何なりで、例えばその、
0:16:38	検査のフローの下のところ、検査の説明、例えば性能検査の説明みたいなのが書かれてたりするんでそういった文言のところで、何ていうか、第3回、
0:16:49	の時に書かれていたものをそのまま持ってくるのではなくて、きちんとした検査対象がわかるような表現にさせていただくとかそういうことで、
0:16:58	反映をしていただければいいのかなと思ってます。以上です。
0:17:09	少々お待ちください。
0:17:19	日本原燃阪本でございます。
0:17:22	申請書の工事フロー等のところで、衛藤、今回ご説明したような内容に関わる説明を、
0:17:31	増えて、もう少し追加すると、というような、
0:17:34	イメージでよろしいんでしょうか。
0:17:37	規制庁河原崎です。多分次の資料で話題になると思うので、それはその時にまた確認させていただくと思うんですけど、今回法令改正があって、
0:17:48	1号線検査から91号線さから4号検査といったところの整理が、1号2号っていうところで変わったりもするんで、そのところで、性能検査でそもそも何やるんでしたっけみたいなのところの注釈のところの記載が変わってくると認識してるので、そういったところをちゃんと書いてくださいという趣旨です。以上です。
0:18:07	日本原燃阪本です。十分理解しました。
0:18:12	コサクです。ちょっと私も頭の整理をちょっとさせていただきたくて。
0:18:18	申し訳ありませんけど、今河崎の言った文言の話でいうと、資料1の表題が設工認、変更申請って書いてますけど。
0:18:28	今回の救って、
0:18:30	第1項申請ですよ。
0:18:34	日本原燃酒匂です。その通りでございます。
0:18:38	これはコサクですとそうするとこの表現だと第2項申請のように見えて、

0:18:43	ていうところだと思います。
0:18:46	2 ポツの最初の行はそこが
0:18:50	同じように書いてあるので、文言としては、あれっと思うんですけど、内容としてはその次に書いてある、変更の工事って書いてるのは第1項申請の話で、またはの後に書いてある設計及び工事の変更っていうのは第2項申請。
0:19:04	やる変更っていうことのような気がするんですけど、そういう認識で書いてるっていうことですかね。
0:19:12	この認識でございますすみません。再処理のベースに作っていて、なるほど。はい。以上です。
0:19:21	コサクです。わかりました。その上次の資料のお話に触れるような感じで、
0:19:30	第3回での工事の方法等、第5回での工事の方、
0:19:35	ていうのは、
0:19:36	どういう関係にあるのかなっていうことなんですけど。
0:19:42	ていうのも分割であってその前のやつを変更してるっていうわけでもない。
0:19:47	もんですから。
0:19:49	そこのあたりはどう認識すればいいん。
0:19:52	でしょうか。何か手続き的な話なので私が質問するのも申し訳ないんですが。
0:19:57	原燃の考えをお聞かせ。
0:20:00	日本原燃阪本でございます。基本的に第1回から第3回申請までの分は、江藤9号の使用前検査を行いますので、この分については、このフローについては、
0:20:12	それで一応フィックスすると。
0:20:16	ということで、直接的な繋がりはないとして4回5回は使用前事業者検査で、確認するという事で最終的にはちょっとずつどちらも、
0:20:27	江藤しっかり終わっているというところの確認をした上で、適合完了になるという、
0:20:32	イメージで考えておりました。
0:20:34	以上です。
0:20:36	コサクです。そうすると、先ほど専門検査の方が言っているのを認識合わせたほうがいいということに、またなるんですけど。
0:20:47	原燃から説明あった通り、使用前検査というのは形式上あるにせよ、実態としては使用前事業者検査としても1隻やらなきゃいけないので、
0:20:57	やって対応していきますということで、使用前確認。

0:21:04	の活動の一環での原子力規制検査と、
0:21:08	ということで一通りカバーできますよということだと理解をしていて、
0:21:13	そうだとすると、第5回申請の記載の中で全体クローズをするという関係から、
0:21:20	第1回から3回までの内容について、どういうふうに事業者検査としては対応しているのかということを示すということがよりクリアになるんじゃないのかなと。
0:21:33	思っ
0:21:34	たんですね。それが先ほどカワラサキが言ったことに繋がるかなと思うんですけど、川崎さんそういう認識でいいですかね。
0:21:41	規制庁川崎です。はい。その通り
0:21:46	コサクです。原燃そのあたりどうお考えですか。
0:21:49	お考えでしょうか。
0:21:51	8件のうち9ヤギハシです。今のお話資料次の資料の2のところでは工事フローを比較して書いてますが、今お話いただいたところで、うちの考えを、は第1回から第3回後第4回第5回と、そこで仕切りがあると考えてますので、
0:22:08	第4回第5回の工事フローの方で、そこら辺手当することで、と考えます。以上です。
0:22:17	はい。補足です。それによって
0:22:21	認識のそごなく、しっかりと焼売事業者検査をやっていただいてそれを淡々と、専門検査の方で見えていけるということだと思いますのでよろしくをお願いします。以上です。
0:22:33	濃縮揚げ足です了解いたしました。
0:22:40	北医長。
0:22:41	ですけれども、資料2の話も出てきましたので、資料に1回説明していただいてまた全体で質疑できればと思います。資料2の説明をお願いします。
0:22:57	日本原燃阪本でございます。これも先ほど出ましたけども第1回第三課で書いた4号の加工施設の性能検査、あとは4回木場系賀井谷郷の機能及び性能検査、
0:23:07	この繋がり制限をしているかどうかというところを整理したものでございます。2ポツのところの四角枠のところでございますが、加工施設の性能に関する事項、これは4号検査の中身です。
0:23:21	4号検査においては、衛藤最大処理能力で試運転を行うべき後その他原子力規制委員会が適当と認める開きというのがあって、まずこの1については、当施設が該当することではなくて、

0:23:33	ところにもこの認める時、これがについては、建物を建てて建物を建てて、機器を据えつけて、材料だったり構造検査やって、最後に個別の衛藤インターロック警報、
0:23:46	5人っぽい検査をして、必要な精度を確保されていることを確認して、試運転に入るといような中でそういう動いたものを意図して、第1から第3回の。
0:23:57	東光寺フード最後のところに、加工施設の精度検査というところを記載していたというところでございます。
0:24:05	産物の第4回第4区公会堂の日本検査の記載のところなんですけども、3回目の後加工規則の変更、これがされて、この44号は2号検査に変わったと。
0:24:17	いうところで、その給与も検査でこうやると言った。この中身については、当然2号検査のこの中に全部含まれていますので、整合性としては問題がないということで考えていると。
0:24:29	ただ、先ほどコメントありました通り、衛藤加古、宇井高坂の障害検査と、
0:24:35	4階学会のこの障害事業者障害各個々の繋がり、こういったところが、非常に今わかりづらい駅舎になっておりますのでそういったところ、繋がりがわかるような、
0:24:46	内容を追加したいというところを考えております。
0:24:50	ご説明は以上でございます。
0:24:57	はいただいた説明資料1、
0:25:00	に戻っても結構ですけども、質問があればお願いします。
0:25:06	規制庁早川ですけども、資料2のところの3ポツの一番最後の行なんですけれども、施設に必要な性能がすべて確保されていくことを確認することとしたいという形で書かれてるんですけども。
0:25:21	基本的にはもともと1、1回から3回の設工認に書かれてる加工施設の性能検査というものは、今回の新規制基準の工事完了後に、
0:25:37	どういう性能があるかという確認をする検査だと考えてますので、す。基本的には今回の第5回の2号検査相当になると思うんですけども、それを、
0:25:51	具体的に何をやるのか、それを明確にさせていただきたいなと思ってます。
0:25:58	ハヤカワの方から以上です。
0:26:04	原燃濃縮ヤギハシです。
0:26:08	今個人工事フローの方は第4回で誤開で第1回核対策の関係性は示すということでお話ししましたが、今ご質問いただいたところが具体的に何をっていうところは、

0:26:21	この工事フロー図の下に、要は具体的対象設備工事、検査項目、検査名、そういったことを記載。
0:26:30	ししてくださいというそういうリクエストになりますでしょうか。
0:26:35	規制庁早川ですけれどもできたらそうしていただくと、1階から3階の加工施設の性能検査って何をやるのというのがわかるのかなと思います。
0:26:47	以上です。
0:26:49	規制のコサクですけど、すいません、規制庁コサクですけどこれ、設工認の記載のルールとしては、あまりそういうふうな細かいことを書いてないと思う。
0:27:00	ですよ。
0:27:02	これ原燃これは工事の方法の本文ですか添付ですか。
0:27:10	どうしb i s本文となります。
0:27:13	コサクですってそうだとするとうやん。基本的なルールというか、
0:27:19	運用方法っていうのはあんまり変えないほうが、
0:27:23	いいと思うん。
0:27:24	ですよ。
0:27:27	一方で、認識共有はしといた方がいいと思うんで。
0:27:32	添付で書くのか、補足整理をするのかと。
0:27:37	いうところで対応いただいた方がいいかなと思います。以上です。
0:27:43	濃縮ヤギハシです。今お話いただいたところでちょっと検討はいたしますが、基本的には旧法の設工認では、検査対象設備、申請対象に対する検査項目とか星取りで示す形になっていて、
0:27:59	現在の設工認では現行のルールの記載ということで、検査項目とかそういったのは書いておりませんので、それとの関連も含めると、今お話いただいた、本文の中だっということでもうこ、検査項目として書くのはそぐらしくないかと。
0:28:15	思ってます。ですのでちょっと補足説明資料の方で手当するということがあと進めたいと思います。以上です。
0:28:26	規制庁の河崎です。私もなんか似たようなフローのところ紐付けて行ってしまったんですが、
0:28:33	若干訂正して、きちんとしたしかるべきところへの記載を、今回の、
0:28:38	話を踏まえたものにしてくださいと、改めてお伝えし直します。
0:28:43	よろしいでしょうか。
0:28:47	濃縮エアシール了解いたしました。
0:28:56	ごめんなさい。国分です。今の話とか先ほどの話の資料1の添付2だとかっていうのは、

0:29:06	今後補正される際にあわせて提示されるっていいんですかね。
0:29:12	日本原燃阪本でございます。補正のたびに合わせて一緒に提出させていただきたいということで考えております。以上です。
0:29:20	コサクです。わかりました。
0:29:30	はい。規制庁大橋ですけども、他、規制、
0:29:33	質問等ありまして、そっか。
0:29:43	はい。規制庁大橋ですけども、ないようですので、
0:29:48	終わりにしたいと思っておりますけども、ちょっとヒアリングの方も、濃縮の方もその最後になってきていますので、原燃においてちょっとこの姿勢を、
0:29:59	修正する銭湯あと今後のスケジュールの方の説明をお願いします。
0:30:07	日本原燃阪本でございます。本日衛藤コメント来ました資料1資料2の内容も含めて、補足説明資料に反映した上で、今18に補正を予定しておりますので、
0:30:20	その補正のときにあわせて工事方法の説明資料、あと基本設計方針の補足説明資料、そういったものに反映したものを反映した上でご提出させていただきたいということで考えております。
0:30:31	以上です。
0:30:37	はい。ただいまの説明に関して規制庁側から質問等ありますでしょうか。
0:30:49	はい。江藤それ。
0:30:51	それを徹底して上からでも原燃側からでも何かありますでしょうか。
0:31:00	例年特にございませぬ。
0:31:03	はい。お返ししました。それでは、本日の濃縮の方のフラグを終了したいと思います。
0:00:03	規制庁シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。本日のヒアリングは令和2年12月に4日に申請があった。
0:00:12	当節仮申請について資料を基に李飯塚区に行うものになります。
0:00:18	まずは規制庁側の出席者を紹介します。
0:00:22	藤班長会議室からカワラサキ、岡Webからコサクカミデオオカタジリフジワラタケダ。
0:00:32	タカナシナカガワツガネオオハシシミズになります。
0:00:37	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と本日の議題の構成の説明をした上で、
0:00:44	資料の説明をお願いします。

0:00:48	はい。日本原燃の藤間です。二本木郷の出席者ですが、事務局としてマツダスダ。
0:00:55	それから再処理の方から、コヤマナガサワタカハシフジノシミズタムラクボタ。
0:01:02	MOXの方から、タカマツ谷内イシハラ。
0:01:06	本日資料の説明がとしてMOXの方から、アポオオサワ巻いたシンタニ。
0:01:13	再処理からセガワナカムライシダマツザワオオヤマカズサカフクイ。
0:01:20	以上日本原燃側の出席者となります。
0:01:23	本日説明する資料ですが、今画面共有させていただいております。共通08の第1回申請の申請書の構成、それからそのあとですね、安全機能を有する施設の、
0:01:34	00シリーズの資料、それから補足説明資料三つ。
0:01:38	遮へいの00シリーズの説明と、補足説明資料の二つですね、こちらの説明を考えております。
0:01:45	よろしければまず共通08の方から説明に入りたいと思います。
0:01:51	日本原燃石原でございます。それでは一つ目でございます共通08ということで、今年の1月の4日にレビジョンさんとして提出をさせていただいたものになります。
0:02:04	すみません昨年いたしたものでちょっと当方の適不適がございまして出し直しをさせていただいております。本資料で特段ご説明する箇所というのはあれなんです、
0:02:16	昨年24日にヒアリングをさせていただいた、共通0604にどういったもので1回なり、各申請回ごとに対象条文にするかと。
0:02:27	いうことの整理の考え方を踏まえまして、第1回の申請対象ということを明確にしたということでございます。
0:02:36	あとは、4ページ以降に最小の表がついてます。後、
0:02:42	10ページですかね、101011ページ、10通しページ11ページ以降にMOXの表がついてまして、第一課の申請最初の有無という文章は以前出したものは、
0:02:54	今ひとつちゃんと書いてなかったところは書き直してということで、修正をさせていただいております。また添付書類の対象であるとか補足説明資料に展開すべき添付書類の項目とかいうのは、
0:03:09	今回の整理に合わせて一部拡充をさせていただいております。
0:03:14	トピックスとしましてはボックスの方は、対象条文を以前言っていたものから追加をしまして、すでにヒアリング内容をさせていただいているもの、もしくは資料を提出して本日のヒアリング対象になっているものではありますが、

0:03:28	12 ページにあります閉じ込め 10 条、あとは 14 条の安全機能を有する施設、これは以前、対象外だというお話をしてましたが、閉じ込めの方は限定された区域に閉じ込めるという境界が正しく建物になりますので今回の申請対象とすると。
0:03:44	ということと、第 14 条の安全機能を有する施設については館野の、
0:03:49	設計総務部数が安全機能を有する施設側、対象になりますし、また今回の第 11 条とかの葛西と狩野設備の設計の前提になるものも、
0:04:00	すべてこの第 14 で大きくなるということで、対象ということで整理をし直ささせていただきましたということでございます。説明は以上になります。
0:04:12	議長。
0:04:14	ただいまの説明について
0:04:15	ショーワから確認ございましたらお願いします。
0:04:21	規制庁中です。
0:04:23	じゃ、ちょっと私の方から。
0:04:26	ちょっとざっと確認したいところについて、コメントをしたいと思います。
0:04:34	これ基本的な考え方がちょっと認識がずれてないのかなんですけれど、
0:04:41	先ほどの濃縮とのヒアリングと少し関係するところもあるかと思いますが、
0:04:47	何が対象条文かな、どうかっていうのはその大枠の考えとすると。
0:04:54	新たな要求事項はそれに該当する設備があればそれは対象である。わかりやすく、
0:05:01	要求事項として新たなものがない場合なんですけどこれについて該当する設備があるかどうかということであった場合に、
0:05:12	その設備自体も全くいじってないということであればですねそれは全く変更がないので対象。
0:05:19	外貨等、
0:05:20	仮にその設備自体を少しいじりましたとかいうことであればそれは、
0:05:26	要求事項自体変わってなくてもそれは、改めて変わった部分について見るということでそれは対象になると。
0:05:34	何かそういう流れかと思うんですがそ、それはそういう考えでよろしかったでしょうか。
0:05:41	はい。与儀西原でございます。
0:05:44	レースんなる考え今中川さんおっしゃっていただいた通りなんですけど、ただ、前提はですねとは言えということなんですけども、申請対象に、例えばですけど搬送設備みたいなものは、例えばそれも審査の、

0:05:58	要求事項が変わっていても、当該搬送設備が申請する開示で、そこを出そうというのが前提でございますという意味では、第1回に対象という意味では、今回の再処理でいけば、冷却塔、目的は燃料加工建屋ということ、
0:06:14	基準に考えて、あとは前、それに付け加える考え方は今仲川さんがおっしゃっていただいた考え方を足して、対象条文を決めるということでございます。
0:06:27	はい。
0:06:27	出張中です。
0:06:29	またはっていう、なんか。
0:06:33	ていうような気もしますが、ただ、この資料をですね、ちょっと確認してですね。
0:06:39	一番よくわからなかったのが具体的に言えばそのまま、まずはその、
0:06:44	再処理側から言えばですね、資料で言うと4ページになるんでしょうか。
0:06:49	それで、
0:06:51	4ページから5ページとですね3角というのがあって、
0:06:57	マルバツ三角の千葉三角ですね。
0:07:00	三角は何かっていうところでそれが、
0:07:04	ここ、後ろの方で、
0:07:07	8ページぐらいかな。
0:07:08	2、
0:07:10	これは第1回申請対象であって、
0:07:14	要求事項の変更はなしというところで一応、三角はつけてるんですけど。
0:07:22	三角自体が、
0:07:26	申請対象である。
0:07:29	言ってぎでこうくくられているんですが、
0:07:32	例えばですね閉じ。
0:07:34	4ページの閉じ込めの機能とかっていうと、
0:07:39	要求事項は変更はありませんと。
0:07:44	対象となる冷却塔ですかねこれ自体も別に何かいじってるわけではありませんと。
0:07:52	ということであると、これは三角っていう、いうその申請対象。
0:07:57	とは言えないんじゃないかと思うんですが。
0:08:00	そこの参画をみんな同じですね、要は要求事項も変更がなく設備自体も変更はないということでこれは、

0:08:10	第1回の申請対象外であるというふうに考えるんですが、そこはいかがでしょうか。
0:08:19	日本原燃志水です。閉じ込めの条文要求としては今回新規性基準で変更はないものの、
0:08:26	今回申請基準の中で、基本設計方針と新たに申請するという話がございまして、
0:08:34	一応我々審査第1回の申請対象である冷却塔というのは閉じ込めの条文要求がありますので、その申請に合わせて、変更前に基本設計応援者を申請したいというふうに考えておりますので今回三角ということで記載させていただいております。
0:08:50	市長の仲です。その点なんですけれど、その変更前に書くということでエンコが変更なしということで何もなければですね。
0:09:00	そうするとそれはその申請対象ではなくてあくまでも、
0:09:04	記載の適正化ではないかと思うんですがそういう認識ではないですか。
0:09:09	日本原燃清水です今仲川さんがおっしゃっていただいた通り、申請対象に合わせて、記載の適正化の申請をさせていただいてるということでございます。
0:09:17	はい。議長。
0:09:19	そういうことは記載の適正化は申請。
0:09:22	対象ではないという理解なんですけど、違うんでしょうか。コサクです。多分言葉じりのだけで、
0:09:28	先ほどの件の回答のさ、語尾のう申請するということなんですっていうところだけ外せばよかったですね。
0:09:38	その先生の中で記載の適正化で変更前、書きます。以上ってということだと思ふ。
0:09:44	はい。
0:09:45	今古作調査官からおっしゃった通り、語尾の問題かなとは思ってですね。そうすると結局、8ページに書いてあるですねこの三角の定義の書き方がですね。
0:09:58	私としては何か適切ではないんじゃないかと思ってるんですが、ここでもう明らかに記載の適正化で出した後、コサクです。
0:10:09	なので、申請対象って書くのはやっぱりおかしいだろうってことであれば、第1回申請に合わせて規制記載の適正化の対象とかっていうことですよ。
0:10:20	ということかなと。
0:10:22	根井さんそこはそういう理解でよろしいですか。今おっしゃっていただいた通りの考えでございましてちょっと私の発言がちょっとよろしくなかった。

0:10:32	はい。
0:10:33	そうすると、
0:10:35	基本的な考え方はずれてないけど言い方が適切でないなのでそこは適切に、ちょっとこの資料リバイスというか、と、こういうことでもないんですが、適切に、
0:10:47	そこは明確にわかるようにしていただくということでもよろしいでしょうか。
0:10:53	4へのシミズです。はい。資料の方は適正化させていただきたいと思います。
0:10:57	わかりました。
0:10:59	そうすると再処理でいえばそこら辺の参画は皆そういう。例えば5ページ目の、安全上重要な施設もここも同様かと思うんですが、そういうことでよろしかったでしょうか。
0:11:11	日本原燃清水です。はい。その理解で問題ありません。
0:11:14	はい。
0:11:15	同じページの十七条の材料及び構造っていうのも、これも同じで、
0:11:22	予定と同じでございます。
0:11:25	ちょっと評価しているものから変更はございません。
0:11:28	わかりました。そうすると、
0:11:34	そうですね表のところで気づいたところはそんなところで結局だから8ページ目の、
0:11:40	これも文章の書き方だと思うんですけど。
0:11:46	例えばそのクロポツの上の方とかでも、
0:11:50	変更がない事項として、何とか何とか何とか終わり。
0:11:55	基本設計方針が変更ない旨を指名するで、
0:12:02	(3)で第1回申請の本文事項ってのもこれもあくまでもだから適正かというところ。
0:12:09	かと思うのでそういうところが明確になるようにしていただきたいと思います。
0:12:16	日本原燃清水です。わかりました。
0:12:19	はい。
0:12:20	それで、
0:12:21	あとは、
0:12:23	と。
0:12:25	あとはMOXの方なんですけど同じような感じで少しコメントしますと、そういう意味では71。
0:12:34	11ページ以降、ボックスが同じような表になっていて、

0:12:41	こっちは再処理とは違って、若干設備変更というか建屋でいろいろと改造なりをすると。
0:12:50	いうところで若干再処理とは取り扱いが違うのかなとは、
0:12:55	思っていますね。それで、
0:12:57	こちらも同じように三角が、
0:13:01	幾つかあるんですけど。
0:13:04	例えば、12 ページでその閉じ込めの 10 条の閉じ込めの機能、
0:13:11	何かが三角なんですけれど。
0:13:14	これはだから、若干、
0:13:17	欲求事項は変わらないけれど設備変更が、
0:13:23	多少してるので改めてそれは十分適合性を見るということでの、
0:13:29	申請対象という、そういう読み方でよろしかったでしょうか。
0:13:38	はい。日本原燃志田でございます。そこへ、今最初にいただいた指摘も踏まえて、MOX なりの整理は再度させていただきます。取り込みに関しては要求事項に対しては変更ございません。
0:13:50	第 1 回の申請のめどクボタて自体は、
0:13:56	何かの設計を一部変更してますけど使用表明に関しては
0:14:00	変更はありませんのでそういうのも含めて変更なしかどうかの変更なしとか記載の適正化の範囲かどうかっていうのを明確にした上で、この表の書き方は再度工夫をさせていただきたいと思います。
0:14:12	わかりましたじゃちょっとそこはあんまりまだ実態をどこまでの変更かというところは、
0:14:18	我々も把握してないのでそこは再処理と同じような考えで再度整理いただくとして、
0:14:26	閉じ込めは
0:14:28	検討中というところではあるんですが、
0:14:33	13 ページ目の例えば 22 条の遮へいというのはこれは明らかに
0:14:40	改めてやり直すというところでこれは 0 かと考えますがそういう、これはこのままという理解でよろしかったでしょうか。
0:14:57	はい。乳井西田でございます掲載も含めて今回出しますので、そういう意味で 0 ということでしてます。どっかこういう意味で先ほど MOX としても整理をさせていただいたと言ったのは、
0:15:08	例えば先ほどの 55 名ですと第 1 回の対象でいけば、要求事項自体は変更ないんですが、そのあとの第 2 回以降の整理も含めたときに、
0:15:19	いわゆる市共通の 04 とかですね、03 と 02 か、許可の時の規則の変更が、ログとかあと設計変更の有無とかっていう整理をしてですね。

0:15:32	そういったもので要求変更はないけど設計変更ありますみたいなものをどうやってこの中で表していくかっていうことの工夫も含めて、ナカムラ1回だけじゃなく第2回以降見据えてちょっと整理学をちゃんとした上で、
0:15:45	示させていただくような形で、工夫をしていきたいと思ってございました。以上です。
0:15:51	はい。規制庁仲です。何となくわかるんですがあくまでもこれ、
0:15:56	第1回がどうかというところなので、そこは第1回での申請範囲との関係でですね、
0:16:04	変更ありなしは、次回というのものもあるのかもしれませんが、そういう観点で、適切に考え方を改めるのであれば少し、
0:16:16	整理いただいて、改めて提示いただきたいと思います。
0:16:22	先ほどすいません13ページのところ遮へいは結局だからこれも、
0:16:25	要求事項自体は変更ないと理解していただけど改造するからそういう今の定義と三角なのかもしれませんが、
0:16:36	申請対象でない。
0:16:38	かどうかってことは申請対象であると。それから、
0:16:41	2121条の汚染防止も、これも、要求事項は変更ないけれど、
0:16:51	新たに少しいじったところで、
0:16:54	改めて見るというところで、それは申請対象かという理解ですけど、そんな感じでしょうかね。
0:17:03	はい。日本エリアでございます。そういう意味でいきますと13ページの第21条汚染防止こちら要求事項に変更がなくて、設計変更もございません。ただこの文章の後に、会計の通りで添付書類として発電炉との比較も含めて、
0:17:18	若干、設計変更はないけれども追加させていただくという意味で、要求事項設計特に変更がないので三角と。
0:17:26	第22条の遮へいですが、これ申請の中でも明確にしましたが、遮へいの、
0:17:32	チームの部材の材料変更とかをやっています。科目というのは共通03とかに書いてあってそれとの関係で、丸と三角をどうするかと。
0:17:42	ということ。そういう意味で、これが要求事項だけの変更の有無ということで丸三角をつけるのが、すべてをあらわしているかどうか物品も含めて今のご質問に回答できるように整理をしたいというのが、
0:17:54	今日のお答えをした趣旨でした。以上です。
0:17:58	はい。技師長の甲斐です。ちょっと
0:18:02	一声というところですかね明確にするというところの分類としては、申請対象設備である。

0:18:10	申請対象条文であるかそうでないか。
0:18:13	あと、カテゴリーを作るとすれば適正化というところで、そういう部類もあるか。それ自体は申請対象ではないというところを、
0:18:23	明確に分類していただくというような、そういう理解でしょうかね。
0:18:28	はい。乳井江頭でございます。はい。そういう形でさせていただければと。記載し、変更がないものについては記載の適正化をさせていただく対象でということを確認させていただくということかなと思ってました。
0:18:41	はい。
0:18:42	わかりました。あとはちょっと内容的な、対象状況であるかどうかと、あと書き方の問題ですけど、
0:18:49	10、
0:18:51	11 ページのところで、第 8 条ですねMOXのところの、
0:19:00	12 ページですか。第 8 条の、
0:19:05	外部からの衝撃による損傷の防止で、
0:19:09	後段にですねまた重大事故等、
0:19:13	対象施設。
0:19:16	足達ですけど収納する建屋としての設計方針についても第 1 回申請示すと。
0:19:21	SAのことを書いてるんですけどこれ自体はここではなくて、
0:19:26	SA上の話として性条文に書くべきかと思うんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:19:33	はい。弓削石田でございます。いくつか並行で走った弊害ですいません。生死先週、
0:19:42	ですかね、お話をさせていただいた、整理の考え方でいきますと当然全部切り離されましたので、八条に古賀会長がおかしいということですね、修正を適切にさせていただきたいと思えます以上です。
0:19:55	はい。規制庁仲です。多分添付書類上のいろいろな統合の関係でこういうふうになってる。
0:20:01	可能性ありますけど一応ここは条文の整理ということで、そこは条文にあった。
0:20:06	○×三角の理由を記載いただければと思います。それから、あとは、15 ページのですね。
0:20:16	第 29 条の、
0:20:19	SA火災なんですけれど。
0:20:22	これ自体がバツというふうになっているんですが、
0:20:26	何となくですね

0:20:30	国庫はDB上は一応火災ということ今回区画としての0というところで、
0:20:38	しているということ等あとは30条で、重大事故対処設備ということもあるということにしている。
0:20:46	ことを考えるとですね。
0:20:48	29条自体も、これが0なんではないかと思うんですがそれ、そこはいかがでしょうか。
0:20:58	はい。日本原燃石原でございますはい。今ご指摘のって、ちょっと整理が上手く追いついてなくて申し訳ございません。
0:21:07	おっしゃっていただいた通りかと思えます。
0:21:10	W i s hすいません。
0:21:13	おっしゃってる通り今回の火災の条文の別紙シリーズの整理でどこまでを対象にしているかの整理の結果とリンクするかなと思えますので、
0:21:25	そこの整合を図る形で、記載の適正化をさせていただきます。
0:21:35	はい。何が言いたいかという今回第1回の対象として別紙河西別紙6の中で、
0:21:41	第1回の範囲に重大事故対処施設の火災区画とかの設定の話、第1回の対象にしていますのでそういう意味ではおっしゃった通り、おっしゃっていただいた通り、今回の対象で0にならないといけないところかと思えます。以上です。
0:21:54	どこかと思えます。どうぞ。わかりました。まず、
0:21:59	わかりました。あとはへえ。
0:22:04	あと細かい点だけですけれど。
0:22:08	1点だけで、資料8、資料資料の9ページ、9ページの、
0:22:20	各年括弧片括弧2の仕様表というところですね、
0:22:29	ページ、
0:22:38	9ページの一番上ですかね。
0:22:41	それで、指標は何をするかというところで安全で委託整備客等にかかると言っていてこの頭っていうのは、
0:22:51	竜巻防護も含めてという、
0:22:55	内訳ということでよろしいですか。
0:22:58	日本原燃清水です。おっしゃってる通り頭の中には、飛来物防護ネットと相川が含まれます。
0:23:06	はい。規制庁仲です。そういうことなんだろうと思えますけど、何となく、
0:23:11	安全冷却水冷却塔という結局ここで何が対象なっちゃう。ちょっと明確にしといた方がいいのかなと。

0:23:18	思っていますねこの資料の中で
0:23:22	冷却塔等っていう場合と冷却塔しか使えない部分とか、だけど配管とか竜巻防護システムとか何かいろいろとですね、部分部分によって、
0:23:33	ちょっと書き方が違ってるので、何を対象するのか明確にするのであればここは明確に書いといていただければと思います。
0:23:43	原燃清水です。了解いたしました。
0:23:46	はい。規制庁野中です。とりあえず、
0:23:49	のコメント、私からのコメントは以上です。
0:23:53	他の方に会話をお願いします。
0:23:57	生協の田尻です。大きく2点。まず1点目が今9ページを開いていただいたと思うんで9ページ。やっぱ確認になるんですけど。
0:24:09	応援のところなんですけど、今回その他の説明書のところで下線が引かれていて田島形の配慮説明とか、運行の書かれているところなんですけど。
0:24:18	だから、若干今まで聞いていたのと説明書の階層が一緒なのかどうかっていうのがよくわからなくなってきていて、実用炉とかで言うと、自然現象の説明書の中2竜巻配慮だとか、火山配慮とかそういうのがぶら下がる
0:24:31	という形のイメージを持ってたんですけど。
0:24:34	ここで今の自然調節名称と横並びで竜巻への配慮に関する説明書とか今書かれてるかと思うんですけど
0:24:41	書類全体の構成っていうのは、今どうなっているんでしょっていう。
0:24:47	はい。日本原燃社でございますそういう意味ではそうですねおっしゃっていただいている通りで、最初に施設加工施設情報等のこの自然現象等による損傷の防止に関する説明書が、
0:24:58	大矢久米トップバッテリーになってこれが一番上にいます。その下の階層に立つなければ医療、この間、話をしてこの、
0:25:07	二つの間に、自然、その他の自然現象に関する対応に関する説明書ってのを入れ込もうと思っておりますが、それと火山外部火災っていうので続く感じになってますので、
0:25:19	そういう意味でいくと、これが並列になっているのは確におかしいですね、自然現象に関する説明書と津波とか、とじ込みは並列になりますけどその前にあるやつは、
0:25:30	内数だという感じだと思っております。以上です。
0:25:35	ちょっとタジリつうん。なんでこれ要はな内数っちゅうか多くは自然現象説明書が言って将来どこを超える形で竜巻への配慮とか、今実用に近いような形の、

0:25:46	階層構造がとられていると思えばいいんですけど。対象構造は変わってないでいいですよねとりあえず今、
0:25:53	はい、乳井西田でございます階層構造は変わってません。はい。
0:25:58	そういう意味でいくと今までの説明。
0:26:00	階層になるちゃんとなるように変えますと言った通りになってますので
0:26:06	それに合わせて書き直す必要があるかと思えます。以上です。
0:26:10	成長タジリ数だけ名前明確にするだけ書いてみたら階層が起こりづらくなかったってことで理解します。カイシャコウのここは資料だとかわかんないけどどっかで1綺麗に1回示していただいた方が認識合わせといた方がいいんじゃないかっていう気もしないではないので。
0:26:26	あんまり変えられてないということなんで、多分そんなずれではないと思うんですけど今後よろしくお願いします。
0:26:34	はい、日本イシダでございますはいちょっと他の補足どこかでお示しできるようにちょっと整理をさせていただきます。
0:26:43	一応タジリ数も、補足っちゃうか添付の構成なんて本来添付の頭のページ見れば書いてあるべきじゃないかとかはいろいろあるんですけど確かに今、補正をいきなり出せるわけでもないと思うので、何らかの形で示していただければと思います。
0:26:57	鈴木はちょっと認識の確認に近いものになるんですけど、資料で言うと5ページ目。
0:27:13	成長度ですけど最初のこの安全避難通路第10、
0:27:18	けど、
0:27:21	それ右下5ページ目です。
0:27:25	判然4月クドウに関する認識合わせなんですけど。
0:27:29	一応安全避難通路自体の規則の要求って意味で言うと、加工施設に、個人で再処理施設に避難というのを設けなさいよ。
0:27:38	三、四ぐらいの話なんで。
0:27:39	とらえていつでも謳おうともうたわれちゃうたい話ではあるんですけど、今回懲罰という形にしているのは、
0:27:47	ここに一応書かれてはいるんですけど、建屋とかそういうのに紐づかない。
0:27:50	なお、今回の対象が屋外設備だけになっていて、そこんところで今回こいつを対象にするかっていうとそこを避けたと思っておけばいいですかね。
0:28:00	日本原燃清水です。今仰っタジリさんがおっしゃっていただいた通りでございます。今回屋外設備の冷却等々が対象ですので、本庄部については、避難通路内照明設置する建屋とセットでは、申請したいと思っております。

0:28:15	ちょっとリリースをそのタイミング出そうと思えば出せるところではあるけれど、より建屋とかと合わせて出した方が具体のものも合わせて、
0:28:24	1回目では出します。
0:28:34	長田尻です。一応自分からは以上ですけど他規制庁側から何かある方おられますか。
0:28:45	規制庁仲です。
0:28:48	ちょっと今日こういうですね、対象条文の整理というところら辺も結構、
0:28:55	以前あった6月ぐらいだったんで、結構、少しまた改めて見ていろいろと
0:29:03	並行的にですね00シーズンをやりながらやっていく必要があるかと思っていて、結局、
0:29:11	す、最初の方で少し議論していた、
0:29:16	条文で言う記載の達成かというものについてですね。
0:29:21	今そのスケジューリングを見るとこういうものについても第1回で、00シーズでやっていくようなものも、
0:29:28	例えば閉じ込めとかですね、材料予備工場ですかね、こういうものが、
0:29:35	先日は
0:29:36	ヒアリングの進め方の使用日と対象条文ということで、
0:29:41	記載されてこれも00シリーズを見てるような感じではあるんですけどこれは、
0:29:46	第1回目で、ちょっとヒアリングの対象としてこのまま進めていくというような理解でよろしいんですか。
0:30:04	はい。日本原燃志田でございます。記載の適正化の範囲であることは、今ご確認をさせていただいた通りだと思っております。ただ基本設計方針としての書き方というか
0:30:18	そういったものを、他と違って、も良くないところもありますんで、そこを合わせて確認、事実確認とかヒアリングの場でやらせていただければと思っていたところでございます。
0:30:29	ということを前提に今、もうスケジュールを組ませていただいていたということでございます以上です。
0:30:37	はい。規制庁仲です。多分適正化って第2回第3回以降もいっぱいあって、2回3回以降はそれはもちろん関係は今回あんまり関係ないものは
0:30:49	どっかでやるんでしょうけれど、それは、
0:30:52	後の2、3回であればそこでやればいいですねと。
0:30:56	1回目はだから1回目に関係するようなものの条文はそれはそれで適正かというところでの、

0:31:04	ヒアリングをしてもいいかと思いつつ、何となく実成立が伴わないものでの記載の適正化の00シーズのヒアリングというのも、どこまで行為があるのかっていうところがあったんですが一応あれですか。今、
0:31:19	進めようとしてるものは第1回、もう申請対象設備と関連があるものとして、記載の適正化としてヒアリングしていくと。
0:31:28	いうことでよろしいでしょうか。
0:31:30	はい。日本原燃志田でございますスケジュール、この間ご説明させていただき通りで考え方としてはまず第1回の申請対象条文の案に係る運営の別紙シリーズを、
0:31:41	まずやらせていただくということで、第2回以降の申請対象になるものについてはその申請開示までということの準備データ、進めさせていただきということかなと。一旦、後ろに置いておくという形で考えておりました。
0:31:56	それで、ヒアリングやらせていただくにしても、第1回の範囲ということに限定した形で実施させていただければと思ってました。
0:32:08	第1回の範囲ってのはその申請対象としての範囲という理解でいいですか。すいません。ちょっと繰り返しますけど。
0:32:17	はい。
0:32:23	わかりましたと、とりあえず、はい、理解しました。
0:32:28	日本原燃志田です。そういう意味では、先ほど私、
0:32:32	都丸さん加来はマルバツあるとしても丸と三角の書き方を整理させていただくと。
0:32:38	お話をさせていただきましたのでそこでその条文の位置付けをはっきりした上で、それをどう取り扱うかという時はその時にお話をさせていただければと思います。
0:32:49	電気適正化の範囲についてはあくまで記載の適正化である以上は、戸田としては、事業者として私文書を作って、申請をさせていただきというのも一つの小集団かもしれないので、
0:33:01	そういう方法をとるかどうかも考えた上で、示させていただければと思います。
0:33:06	市場の中ですからそこは考え方の整理をした上で進め方もその時点で、相談ということと理解しました。了解しました。以上です。
0:33:22	院長清水です。他共通08の資料について規制庁側から確認でございますでしょうか。
0:33:34	規制庁志水です。特にないようですので近年問題なければ次の資料に移り、
0:33:43	説明をお願いします。

0:33:46	はい。乳井西田でございます。次は、安全機能を有する施設の資料のシリーズになります。安全機能を有する施設 00-02、リビジョン 3 ということで昨年の 12 月 23 日提出をさせていただいたもの。
0:34:04	あとは個別の補足説明資料として U010203 というものを出させていただいてございますこれは 1 月 7 日に、三つの資料を出させていただいたということでございます。
0:34:17	説明としましてはまず、案 20002、
0:34:22	レビジョンさんの説明をさせていただきたいと思います。スケジュールの話の時にも、説明をさせていただきましたが記載の様式等でも、
0:34:33	精査につきましては、それで今の竜巻等の外部衝撃でやっているものをこの後、順次反映していくと、経済の最新のルールに従って記載はしますけどもそういったものが、
0:34:43	一部残る可能性があるということを前提に、本日ヒアリングをさせていただきたいと思います。
0:34:49	安全機能を有する施設、0002 でございますがこちらもご確認をさせていただきたいトピックスとしましてはまず
0:35:01	6 ページから 25 分の 1 ということで安全機能養成施設本体の別紙 1 がございます。
0:35:11	その間ですね。
0:35:12	ええ。
0:35:14	ページでいきますと 34 ページ以降に個別項目成形施設等ということで順次網第 14 条にを、別紙シリーズとして個別の施設を、
0:35:27	個別項目の基本設計方針を並べてございます。構成としてはこの形でございます、以前もお話をさせていただきましたが、
0:35:37	個別項目としては、事業変更許可申請書に書いてある設備の項目。
0:35:43	いわゆるページでいきますと、非常に細かい施設まで、58 ページとかです、圧縮成型設備とかです。
0:35:52	順次それにしたがってすべての設備に対して書かさせていただくということ、展開をさせていただきます。こんな形で整理をさせていただいてるということでございました。
0:36:04	あと
0:36:08	6 ページ以降の本体側の方へ、以前、パワーポイントの形ではございましたが整理をさせていただいて、いただいた案に関する設計方針を展開をして、
0:36:20	整理をさせていただいてるのが現状でございます。吹き出し等で書くことは今まで見るに従って展開をさせていただいているということでございます特段追加の説明はいたしません。
0:36:32	す。

0:36:34	34 ページ以降の方の個別の項目につきましてはそれぞれ、許可の本文を参考と展開しながら、アボ設備を変えていくということと、
0:36:45	個別の設備の構成書くために添付の内容を展開をしたいということで整理をさせていただいてございます設備ごとに括弧書き方を統一して、
0:36:55	それぞれ展開をさせていただくということで整理をさせていただきました。
0:37:02	これは別紙見る試算はこれまで他の条文でやっていた月収もですね、同じような見解で整理をさせていただいているということでございます。
0:37:12	すいません説明は以上になります。
0:37:16	あと個別の補足はそのあとにちょっと一旦、質疑の後にやりたいと思います。
0:37:25	あいうえの資料について、規制庁側から確認ありましたらお願いします。
0:37:32	規制庁田尻です。あいうえの00についてなんですけど、ざっくりとしたところだけちょっとこの場の方までしてキシノる精査してくださいねという意味でなんですけど。
0:37:48	に関して言うと別紙1でどうこうっていうよりも、ちょっと後ろの方の第1回申請どうしましょうとかさっき新しい出てきた整形の話消せるの話とか、
0:37:59	ちょっと確認しなきゃいけないもいいのかなどは思っているところなんですけど。
0:38:04	別紙1、1ヶ所だけなんですけど、11 ページ
0:38:08	まず開いていて、右下11 ページ開いていただいて、
0:38:13	考え方の整理だけなんですけど、今、許可本文ところに評価からの変更点とかって書いてあるところのところで、
0:38:22	圧力温度以外の環境条件については他条文に関わるものであると記載しないというのが書かれてはいるんですけど。
0:38:29	この条文の位置付けなんですけど。
0:38:32	何か、割と全般に関わるものを、いや重なる部分も含めて1回変えてるイメージを持ってたんですけど、設工認ではそういうのもしないというふうに整理したっていうことですかね
0:38:43	なんか、どこまで綺麗にやっていけるかっていうところではあるんですけど、要は自然現象系とかそういうのに関しては他の条文で書いてるからここでは書けませんよという整理をされているような気はするんですけど。
0:38:54	何かここの整理についてまず聞いていいですか。
0:39:00	日本原燃の大澤でございます。今、少しおっしゃっていただきましたけど、また許可の時全般論で記載している部分もありましたけども、

0:39:09	施行においてはこの、
0:39:12	記載の通りでございますが、卓上の方で展開している設計方針に関しては、そちらに飛ばすということで、鮎川では記載しないというふうに今回は整理させていただいております。
0:39:28	長樽井です。そこから何が変わったかも含めて説明していただいた方がいいかなとは思いますが、
0:39:36	綺麗に頑張れば整理はできる気はするんですけど、何か、要は今までの程度ラップしてるところをラップさせないようにするっていうと、何か抜け漏れとかは生じないかっていうところ気にはなるんですけどそういうところも含めてこれでやっていく方針にしてると今思っとけばとりあえず良いですかね。
0:39:57	根拠的にはそのご理解で大丈夫ですが。
0:40:03	他から何が変わったかっていうところに関しましては、
0:40:08	許可Dは確かに網羅的に通って書いてたんすけどそこが確かに
0:40:14	ここでは本当に全部拾われてるかっていうのは明確には見えないようにはしませんってはいるんですけど。
0:40:19	この吹き出しで飛ばしますよっていうところで基本的には整理させていただければと思ってるんですけど。
0:40:25	そういった回答でよろしいですか。
0:40:30	規制庁田尻です。今せっかく実用炉と比較をして、実用炉のところでは当然必要だって静意見書カイツイとか他のところにも書いてあるけどここでは一応全般の環境条件として1回書きましたっていう手をとっていたので、
0:40:44	何か話はとりあえず行かずに頑張っけて分けますよっていうし、こんなところのロック。
0:40:58	としては、
0:41:06	日本原燃の橋田ですけどすいません今音声切れてるんですけど。
0:41:12	私のご意見を聞きます。はい。ちょっと音聞こえてますか。
0:41:17	はい今聞こえてます。すいません。衛藤。
0:41:20	要は何かっていうと、いちいちここから変えて何か頑張っけてやる、何か意味あるんですよねっていう頑張っけて綺麗にされること自体を否定しようとも特に思っけてないんですけど。
0:41:30	何かあえてハードルだけ高く上げに行っけたから、それでいいんですよねっていうだ形なんですけどとりあえず綺麗に整理するんですってのは弁明の更新ということで一応理解しとけば、
0:41:49	田尻です。聞こえてます。日本原燃志田でございます。
0:41:55	添付書類ある、展開をするにしてもですね今ご指摘の点もう一度すいません整理をさせていただきたいと思っけています。

0:42:02	分析方針ですべてを上、I A E Aでうたう個別部隊を添付で展開するときこの部分については、別の添付書類で説明しますよっていうのは、非常に整理としてはありな気もするので。
0:42:14	譴責表示でどこまで具体化して分解しますかっていうのが、果たして本当にいいのかどうかっていうのはいま1度ちょっと整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:42:23	規制庁タジリです。安全機能を有する施設の条文に関しては、許可の時からなんですけど、こいつ。
0:42:31	個別項目のある意味横串みたいな位置付けになっていて、割と広く書いてるのが多い条文かなというふうにイメージを持っていたので、
0:42:39	施工みんなで綺麗に分けたいんですけどいうところをぜひしてもしないんですけど。
0:42:44	綺麗に分けるとすればするほど、あれここんところ消えなかったとかそんな話をしなければいけないリスクもちょっと多少あるので、その点も含めて精査をいただければと思います。
0:43:00	規制庁田尻です。次に行かせていただいてなんですけど、私は別紙1だと、何か。
0:43:08	S Eチームで私の後ろの方が確認しやすかったの後ろの方に行ってしまうんですけど。
0:43:14	すいません。何かよくわからなかったんで確認ってやつが一つあるんですけど。
0:43:24	ちょっと今資料が消えてしまったんでちょっと待ってください。
0:43:32	跡地まで一遍に復旧するんですけどその間に
0:43:35	別紙4のところで、
0:43:38	全部比較してると思うんですけど、途中のところ何か、10ページぐらい火災の話がずっと続いているところがあるんですけどあれって何か意味ありますか。
0:43:49	はい。日本原燃石田でございますあれですよ。
0:43:54	本設計方針の火災が全部書いてあるところですよ。
0:43:58	規制庁タジリですそうですね本文も、もう書いてあって実用炉と何比較してるのかもわかんないのが朝日じゃないところも含めてなんですけど、今言った実用と何比較してるかわかんないのがずっと続くところがあって、
0:44:11	あの辺りっていうのは何を示したいんですしたっけ。
0:44:16	はい。井上志田でございますすみませんそこが、うまく整理ができてないところだと思ってまして比較したいところだけをピックアップして、本来これ仕様な比較対象にしますんで、関係ないところ全部削ってですねほんとの比較をしたいところをピックアップして、横に並べて、

0:44:34	整理をさせていただきます。
0:44:37	というのがまだ十分できてないですちょっとここは図面での確整理してもご存知の通り発電所が重大事故体制チームの構成に合わせて、
0:44:47	添付書輪を構成しているところもあるので、うまくマッチングしないところは、対象の比較対象にしない状態にして、うまく一対一に並ぶような整理をしたいと思います。
0:44:58	旧設計方針、どこからが危険性経営者住宅で火災を並べているところをちょっと書き過ぎなところになりますんでご覧なさい本来預けるべきところはちょっと逼迫の仕方をうまく整理させていただきたいと思います。以上です。
0:45:13	長タジリつ正義をいただければと思うんですけど。
0:45:17	それで
0:45:18	ちょっと入るだけやってないで 190。
0:45:21	203 ページぐらいかな。
0:45:30	ごめんなさい 217 ページ、右下 217 ページぐらいのところからなんですけど。
0:45:37	あかん。
0:45:38	基本設計方針に火災防護設備って書いて添付書類改定 0 は単一設計が書かれていて、記載される部分を精査されて、削って何かが残るのかもしれないんですけどここで何が書きたかったんでしたっけ。
0:45:56	コサクですけど、田尻さん、今質問って繰り返してます。
0:46:01	さっきは具体的な場所を言わなかったから、ようやく開けた。
0:46:07	規制庁タジリです。今石原さんの回答が長い。
0:46:11	何か場所を絞ってという話だったんですけどそもそも、基本設計方針の本文事項でいうと、この条文と全く関係ないようなところははずらと 10 ページぐらい書かれていて 0. ツガネコサクです。だからそれって田尻さんさっき話をしてて、
0:46:26	そういうことだと思わなくて、回答がすいませんいまちよくわからなかったんでもう 1 回聞いてるという意味になります。住吉委員。
0:46:33	日本原燃志田でございますページ 217 ページでいくと、すいません整理が上手くできてない県が 2 点あって、その他加工施設も含めて 1 年案件では、一通り項目を立てた上で、
0:46:48	他の検討不具合は真ん中の教育書に書いてある他のというふうに振ります。その時に基本設計方針をただ並べるとですね、全く比較対象のないような基本設計方針が変わりますんで本来この加工。
0:47:02	火災防護設備の基本設計方針を、左側に図が並べるのはちょっと
0:47:07	比較の何を比較したのかわからないんでちょっと、今は 1 だったと思ってますのでちょっとここ、修正しないといけないと思ってます。

0:47:16	あとは217ページにもう一つは添付書類の発電所の添付書類、これ上からずっと続けて、単純にただいま並べてるんですけどあの順番の項目でここに対する設計が来てるだけで、
0:47:29	本来この横に並べるべきものが何なのかっていうのをちゃんと整理できてなくてたら単純に、上のページから続いて書いてるだけなんですね。そこがそれぞれのタームで比較すべきところをボックスで持ってくるのに何なりして、比較できるような形にすると。
0:47:46	ない場合は比較対象は言いませんという整備が必要だったと思ってます。すいません以上です。
0:47:55	コサクです。
0:47:57	私もちょっとよくわかんないんで、教えて欲しいんですけど、火災防護設備を変えたこと自体は個別の話なので、この範囲って全体にかかるの。
0:48:07	には対応不可。
0:48:09	適切ということだと思んですけど。
0:48:12	一方で何でこれ持ってきたのか。
0:48:14	何を話したいのかっていうところは説明いただいた方が次の作業のイメージがわくんですけど、どういうことですか。
0:48:32	補足ですけど聞こえました。はい。宮城西田でございます。ちょっと整理が十分できてないかもしれません20ページから個別項目が続いてます。
0:48:46	添付書類9等、1.7、譴責用紙の個別項目で書いてあって添付書類は1件系統ごとね。
0:48:56	設計上の考慮と書いてあって、次に1.7.1成型施設会計の公務、いわゆる設備区分ごとの間瀬添付書類の書き方という意味で、
0:49:07	各エムスの取扱施設貯蔵施設を比較しながら何を書くべきかというのを、比較をしながらやるというのがもともとの発想だという理解なんですけども。
0:49:19	やはりこれをそのままだけですわね。
0:49:22	企業(1)機能があって順番に機能の次が、多重性多様性独立性って206ページから始まってってこの項目を抜くことによって、
0:49:32	丸々文章がずっと来るんですけど、これ。
0:49:36	企画したいという意図から完全にずれてしまっていて、
0:49:40	ここを本当は企画すべきは共用の話とか、昨日の話とかをどういうことを書くべきかというところを比較してピックアップして、大綱に並べていくということかなと思ってます。
0:49:54	コサクです。そうなんですけど。

0:49:56	その時にですね、今言った共有の話云々っていう、そもそも個別項目に書くことなんだ。
0:50:03	いうことがあって、共通で書いてあればそれで終わりじゃないかっていうようなところと、いやいや個別でも書く必要があるんだって書くときにはこういうふうにしたいんだという花Cをちゃんと整理しないと。
0:50:16	この作業が何だかわからないし、どういう判断をしていいかもわからないっていうことになると思う。
0:50:22	ですね。
0:50:23	その辺り、どう、どこまで話ができてるのか。
0:50:27	ていうことなんですけど。
0:50:28	いかがでしょう。
0:50:36	日本原燃の大沢です。今の、例えば共用の話でいきますと、町心の構成ともあわせてる部分があるんですけども、この系統施設ごとの設計上の考慮っていうところで、
0:50:48	一通り
0:50:50	はい。それと安全機能を優先して知らないですけど、安全機能を有する施設で、全体方針として共用と書いたものの個別の設備をここで拾ってあるというところで、
0:51:02	ボックスも同様の整理で共用に関してはここでまとめたいと。
0:51:07	というような考えでございます。
0:51:22	はい。コサクです。すいません。そうすると共用の話だけ抜けばいいってそういうことです。
0:51:36	衛藤日本原燃の大沢でございます。えっとですね共用以外に関しましては、
0:51:42	それを安全機能。
0:51:45	いうところで
0:51:46	この添付書類の系統接合等のコールまず機能と先ほど共用っていう話と、
0:51:53	あとは並べてまして。
0:51:56	あと、これは弊社独特になるんですけども、許可の1講堂の方で
0:52:04	いろいろ設備に関して詳細に記載させていただいておりましたけど、
0:52:08	そちらで基本設計方針として拾いきれなかった部分。
0:52:13	ていうものもですね
0:52:16	204 ページに下に 104 ページでちょっとお話しさせていただくと。
0:52:24	(2) 主な構成っていうのが今回建屋だけなんでちょっとピンポイントになってしまってるんですけど、ここに先ほどの位置構造に変えて、基

	本設計をし拾いきれてなかった部分っていうのを許可整合性の観点としても合わせていただこうと。
0:52:39	思っております。
0:52:48	コサクです。
0:52:50	何となく考えてる古藤わあ、考えてることはわかったってちょっと表現が悪いんですけど。
0:52:59	いろいろと考えて作業してることはわかりましたけど。
0:53:03	その作業をしている考えがちゃんと示されてないと。
0:53:08	どういう体系作業、
0:53:12	書類を作ろうとしてるのかっていうことがこちらとして理解できなくて、
0:53:17	都度、
0:53:19	ヒアリングでですねここはなんで書いてるんですかここは何で書かないんですかとかっていうのを聞かなきゃいけない感じになっちゃうと思うんですけど。
0:53:29	そこはどういうふうにしていくつもりなのかっていうところは、何かお考えになってます。
0:53:37	はい。乳井西田でございます。そういう意味では特にこのですね、この別紙シリーズを作るときに、どこで誰を役割分担で書くかっていうところは、
0:53:49	我々も議論をして作ってきたことなので、その考え方をちょっとちゃんと書いた上で、この結果になってるっていう結びつけを、この別紙の中でさせていただくということで、
0:54:01	対応させていただければと思います。
0:54:06	コサクですわかりましたそれで言うと、最初の話の時に、関係ないところは抜きつつ、関係あるところに行き出してきてっていうような話だったと思うんですけど。
0:54:16	そのあたりでですね、何で関係ないのか或いは何で関係あるのかということの説明を付記してもらえると。
0:54:25	その説明の書きぶりにもよるんですけど、
0:54:28	この書類でどうしたいのか。
0:54:31	ていうことがわかるようになるかなと思いますし、
0:54:34	特にこれは
0:54:36	本来共通上、共通項目の方で、大枠としては対応する。
0:54:42	内容についてでありつつも、それが個別にちゃんと展開できてるかっていうところその展開状況を少し説明をするということでの添付書類に記載とかってのもある。
0:54:55	だと思うので、

0:54:56	非常に複雑というか、複数考えなきゃいけない項目があると。
0:55:02	ということだと思いますのでその点わかりやすくなるように、記載、
0:55:09	田尻さん、そんな感じ
0:55:12	対応される等わかりやすくなるっていうことでいいですかね。
0:55:16	規制庁鳥居さんありがとうございます。このページ、以前のところも含めてですね結構、せっかく比較表なんですけど、何を目的にこの比較しているのかって、単純比較
0:55:28	だけ見ると、
0:55:30	また何か関係ないもの並べてるようにもとれてしまうようなところが多々あってですね、それがあってそれで一番研究のところちょっと飛びながら、チーム説明書として指摘させていただいたので、
0:55:40	今おっしゃっていただいたように目的何なのかっていうところとかで、当該部分がはっきりするような形で、目的意識と合わせて説明してもらえば理解できるかなと思うんでよろしくお願いします。
0:55:59	はい、乳井イシハラでございます対応させていただきますすいません。
0:56:06	長田尻です。添付シリーズはその指摘がでかすぎるで本文にちょっと戻ってそこで別紙6シリーズで話しした方がわかりやすそうだったら257ページすいませんようやく資料が復旧したんで257ページ開いていただきたいんですけど。
0:56:21	変更前後のところでもまず考え方一つずつ聞いては行きたいんですけど。
0:56:27	まず安全機能を有する施設において、今回多分創生の話と、内部発生飛散物の話は対象外というようなことで書かれてる気はするんですけど。
0:56:36	それじゃ、あと技術基準の条文でいうと、
0:56:40	今回の申請対象条文何条として出してきたイメージでしたっけ。
0:56:47	何軟膏を除くとかそういうイメージで出してきたんですかね。
0:56:56	はい。乳井西田でございます大きくは十四条ではありますけどおっしゃる通り十四条の。
0:57:02	そうですね。大分8生産物とかがなんぼだ。
0:57:08	清町谷井はい。参考でまだわかりやすいんですけど。
0:57:12	これ、誤操作の綱領っていうのは、
0:57:16	十四条。
0:57:18	なんかここだけ単体で抜いたときの説明がしづらいなと思って見てるだけなんですけど。
0:57:23	安全機能を有する施設なんで、これ一本の設計方針っていう意味だったら、別に個別のところは別として一般論だけの1から6とかまで全部述べようと思えば伸びるのかなと思い最初は見てはいたんですけど。

0:57:36	っていうのはこの後宗さんとこへご相談の交流については操作性の交流の詳細設計の対象となる申請書で示すとかって話になってんですけど。
0:57:45	だとするとそもそもこの条文で書く意味合いは、多分制御室とかそういったところになってくる精油っていうのは、乾湿かなんだと、そういうところの話になってくんだと思うんですけど。
0:57:55	だから、一連の流れの中でこの部分を除くって言った時に、この条文においてのこいつの位置付けがよくわからなくなりそうだったので、ちょっと条文との絡みでの認識を聞いてみたかったんですけど。
0:58:06	はいユニシアです。ただ今のんで、ここでいきますと操作性に直接絡むような、制御室等という条文がそもそも
0:58:16	加工施設があり、条文がないものもありますけども、射程たり安全機能養成施設っていう条文自体は広く一般の原則論も、
0:58:26	条文としては対応している範囲になると思ってます。そういう中で、以前から他の条文でもお話をさせていただいたように第1回どこまで出すんだというのが、
0:58:37	方針として大枠で、
0:58:40	ある程度動きをちゃんと言った上で、個別具体についてはその具体の設備が出てくる時に示させていただきますというやり方は十分あり得るかなと思いますんで、
0:58:49	そういう整理もすいませんできてないところはありますけども今一度整理をさせていただきたいと思います。
0:58:56	規制庁田尻です。とりあえず整理を、
0:59:00	持っていて先ほど麻生先生の話は先ほどお伝えしておっしゃる通り制御室の業務面で結局じゃいつ出てくんだっていうところもよくわからなくなりそうなのプラス、内部発生飛散物だと関係ないのかっていうと、
0:59:11	飛散するかは関係ないんですけど。
0:59:13	別に建物にぶつかって壊れちゃ駄目っていうんだったら別に設計方針謳えばいいのにとかっていうのもあったりして、結局抜こうとした時に本当に抜いていいのっていうセンサーがそれなりに大変だと思っていて、
0:59:25	一般的な基本設計方針ぐらいの歌えるもうたってしまった方がいいんじゃないかっていうのは何か前々から言ってきてはいるような気がしていて、で、
0:59:33	この条文が特にややこしい行きはして他の条文っていうのは一つのコードが二つの高度化のレベルなんですけど、中出こまごまとたくさん分かれちゃってるので、どこで切るかってのは確かに難しいところはあるんですけど。

0:59:47	個別具体的話であるとか説明書レベルのやつを後に飛ばした上で、1回基本設計方針全部田内でもできないのかなという気がするのその点も含めて検討いただければと思います。
1:00:00	はい。乳井西田でございます。はいおっしゃっていただいたことを踏まえて、再度整理をさせていただきます。
1:00:08	確かに内部発生飛散物も加害者じゃなくて被害者のことを考えて今整理をしようとしてましたから、設計がどちらが良いかというのは加害者側の設計でしかなくて、
1:00:20	被害者との位置関係を説明しますけど、
1:00:23	加害者提案が猪瀬設工認の申請対象にならないような安重でもないような設備がほとんどなので、そういうのは一体いつ出てくるんですかみたいな話が確かにならざるをえないところもあるので、
1:00:34	第1回としてどこまで、共通的に書くかというのは、今一度整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:00:41	清田Gですよろしくお願いします。規制庁コサクです。ちょっとだけ補足すると、
1:00:47	今、伊勢原さんが言われたような問題があるので、だからこそ最初に出しちゃった。
1:00:53	最初に出しておけば、設工認対象外のものについてその配慮をもって対応しますと。
1:01:00	ということが見えるようになって、
1:01:02	ということで基本設計方針を使うっていうのが基本的な思想です。よろしくお願いします。
1:01:10	はい。二本木イシダでございますありがとうございますそういう観点を、当然考えた上でやらせていただきたいと思います。ありがとうございます。
1:01:20	規制庁谷井ですよろしくお願いします。このページ、ついちょっと細かな話かもしれないんですけど。
1:01:26	全戸まず変更前のやつがまたから。
1:01:30	たりするんでそういったところは天災かもって気をつけてください。
1:01:33	うん。
1:01:34	例えば(1)も割と細かく入れる入れないを精査されてる気がするんですけど。
1:01:40	S A除くものっていうところを省いた上で、僕施設の安全機能を有する施設はこれであるっていう必要があるかどうかとかそういったところを整理をされた上でこの4行分だけ例えば(1)なら残してると思っているんですかね。

1:01:55	竜華ネシアでございます。そういう意味ではいろいろ他の条文でも、議論をさせていただいてどこまでを反映するかというのが、住民、先ほどの形式だけでなくそういう考え方も十分反映できてない状態になっていると思っております。
1:02:09	環境条件の考慮を当たり前に過去からしてたでしょっていう考え方も当然ありうるところもあるので、そこ含めて、先ほどの整理の中であわせてさせていただきたいと思っております。
1:02:20	基本的にほとんどのものが、変更前にかけるんじゃないかなと。規格基準に従ってやるのも当たり前っちゃ当たり前なので、そういうのも含めてちょっと精査をさせていただきたいと思います。以上です。
1:02:32	長田尻です。荒田田井っていただいたんで後の方も含めてそういったものになってるかなと思ってるので、そういった点精査いただければ。
1:02:42	受けて、1点なんですけど今出た企画。
1:02:45	ます。
1:02:47	両方はわかるんですけどそっから先の6行のところで、
1:02:51	一般産業用工業品の話が委員会の話を踏まえたものっていうのはやっぱりあるんですけど。
1:02:57	なんかこれ、一般商品または設計上交換を想定してる部品みたいな話あるじゃないですか。これ別紙1の方行くと、何かここも含めて委員会ペーパーっていう雰囲気が出されてるんですけど。
1:03:08	委員会ペーパーに書かれてたのは一般産業工業品として書かれてたイメージなんですけど、ここ、言葉をつけ足したのか、同じ意味の言葉を並べているのかどうかちょっとわからないです。
1:03:19	はい。そこはすいません解説が十分じゃなかったんで申し訳ございません。一般産業交流費に係るものの記載の最後の方が、あくまで
1:03:32	委員会メンバーを参考にもとにして書いてます。なお書きの一般消耗品等のところですねすいません、私が出したんですけどこれ後程説明で改革解決する使ってるところがあります。
1:03:43	なのでそこはどういう前提でっていうのが、ちゃんと整理をしてかさ上げ、解説を書かさせていただきたいと思っております以上です。
1:03:53	長谷井です。比較後の委員会ペーパーですって言って委員会ペーパーに書いてないことを書いたところなので考え方に関して言うと商品力の考え方も整理
1:04:09	委員会ペーパーとか援用するようなところで、何か言っていないところを書かれてしまうと一応こちらとしても、それは書いてなかったでしょうと言わざるをえなくなるので、その辺も含めて必要な設備をしっかりといただければと思います
1:04:22	病原者でございますはい。すいません。対応させていただきます。

1:04:27	規制庁田尻です。次、右下 258 ページなんですけど。
1:04:35	次のページです。
1:04:38	ここも、
1:04:39	ちょっと釈然セイリガクの確認になってしまうんですけど、MOX燃料加工施設Ⅱ、
1:04:45	共用する8MOX線量加工施設内の共用、ここもさっきと同じですね怒って変更内容なかったんでしたっけっていうのがちょっとよくわからんところがあるのでそういった点含めて整理いただければと思います。
1:05:03	いや、はい、乳井江頭でございます変更前に書くものは、先ほどの整理に合わせてすべて南精査をして、書き方整理をしたいと思います。
1:05:13	長館ですよろしくお願ひします。
1:05:16	僕はCになるのが263ページからのところなんですけど。
1:05:23	263ページから個別項目の話が書かれていてというところになるんですけど、今回MOX燃料加工建屋が申請対象設備になっていて、推定施設にそれをぶら下げますよっていう説明でこられてるかと思うんですけど。
1:05:38	これは何で成型施設にぶら下がるんでしたっけ
1:05:41	別に被覆であろうとか組み立てであろうとMOX燃料加工施設の中だと思っていて、
1:05:48	高井今井って何で瀬谷の要は共通的な話だっていうのは今日大成建設の前で訴えいい話とかではあったりするんですけど、成型施設のところにおいても常に加工施設の、今回何階建てであるとかそういう一般構造の設計の話をうたってたと思うんですけど。
1:06:02	この整理について説明してもらっていいですか。
1:06:05	宮城西田でございますすみません。令和強化のときの整理をそのまま受けさせていただきました例えばに入るのはおっしゃる通り一番から7番、ある程度全部、
1:06:19	その建屋に入るんですけども、申請書の中に出てくる施設のトップパターのやつに建物の設計の話を書かさせていただいてるとそのまま。
1:06:29	持ってきて展開をしたということでございました。
1:06:36	規制庁タジリです。この部分を直接、許可の時にやってはいないんですけど、許可の時に整理しきってそうなったというよりは、とりあえずその形で行ったというようなイメージを持ってはいるんですけど。
1:06:48	この時の整理に於いて、一発目だけに変えて、二番三番とか、いや他の施設等その建屋との関係性っていうのは何かどこかで、
1:06:59	考慮できるというか繋がりがあがる。
1:07:04	一番最初に、

1:07:09	ユニシアでございます建物の構造自体が一番最初に出てくるところにぶら下げる。
1:07:15	それ以外の施設についてはその片方に入ってるということを制限して、いうところで繋がりを持たせてました。
1:07:24	清澄タジリです。お話だと、それで今回被覆施設が2番目以降のやつがなかったから、
1:07:31	よくわからなかったところがあるんですけど、2番目以降の部分に関しても、MOX燃料加工施設に係る記載が入っているっていう形等書かを建屋に関する記載が入っているっていうイメージでしたっけ。
1:07:42	日本原燃石田でございます。ただ、建物の中年齢加工建屋に収納するという記載は、
1:07:49	展開されていた時をこうしてます。
1:07:54	清澄タジリです。前提の種別に伝えるとどんどん広げてくれと言うつもりも1回自然の記載を広げてくれと言うつもりもないんですけど。
1:08:02	今回の申請対象っていうのはどのように今回決められた案で
1:08:06	いわゆる燃料加工た提案に関わる記載が今回あればいいということなんでしたっけ、何かお話だとに対し2ポツ以降の次回更新制というところにも、
1:08:15	今回申請対象であれば僕線量加工施設っていう話加工建屋っていう話が出てくるような気はするんですけど。
1:08:22	今回に関して言うと、中に何入ってるかっていうのは後付でよくて、まず、メインなものとして整形が入っていてその構造はこういうところであるっていうところまで謳うとかそういう整理です。
1:08:35	はい。日本原燃志田でございます。そうですねそう意味で言うと30別紙1というか35ページにあるような、燃料加工過程の主要構造というのが、成形施設側の頭の方で行っているなのでこの部分、
1:08:47	連絡あった点を、申請対象としてその購入申請をするという趣旨でございました。
1:08:59	規制庁タジリです整形で書いてるところを理解してるつもりで、そのあと以降の施設の絡みは、先ほどおっしゃってるやつだと他の施設MOX燃料加工建屋内ですよっていう話までは書かれるような話が聞こえたんですけど。
1:09:13	そういったところに関しては要は、
1:09:16	対象外でいいというよりは1回目であえて明記するまでもないっていう数字。
1:09:21	はい。弓削西田でございます今は、1回目であえて明記する必要はないということで、対象にしてなかったということでございます。

1:09:31	茶谷です。セイリガクだけではあるとは思ってるんですけど、一応だから各個別項目の施設ごとに、電力アップ建屋との繋がりのある文書は入っていますよと。
1:09:42	今回第1回申請対象として個別項目の共通設計方針どこまで書くかっていう全員においては、
1:09:49	あくまで今回の申請対象というのも国の加工建屋であって、或いはどの施設がどこに入ってるかっていうのが重要というよりは、まずMOX燃料加工建屋ってのがどういう構造でっていうところがメインになるから、もともととどこかのあれで成型施設においてその工場も含めて、
1:10:06	語るような形になっているのでその部分だけを書いているとかそういう話です。
1:10:10	はい、宮城西田でございます今おっしゃっていただいた整理でございます。
1:10:17	清澄タジリです。その場合においてもなんですけど今、263ページとかのところ、
1:10:25	の話になるんですけど。
1:10:27	ここじゃなくてもいいんですけど建屋の話っちゃうのが要はあと次回のところとの関係で、どこまで関連するのかっていうのが正直すみません。全く見えてなかったところがあって、
1:10:38	あくまで今回建屋に絡むの設計施設なんですと言って成型施設の審査の部分だけ書かれたものを出されてるイメージを最初持っていたので、
1:10:45	今のお話だと、要は後のやつに関してもちゃんとリンクじゃないですけど、繋がりを持てるような文章にするということを言われたんだと思うんで、考え方みたいのってどっかでそれ理解できるんですけど。
1:10:59	要は、何でせ施設だけ今回出てきたんだっけっていうところが理解できる内容がどっかにあるとわかりやすいんですけど。
1:11:06	はい。入園者でございます。そういう意味でいくと今回、263ページに、この縦軸で整理をしたのがありますんでこうなった理由は、
1:11:18	このページの内海をつけて、整理の考え方を示させていただければと思います。
1:11:26	コサクです。
1:11:29	ちょっと
1:11:30	確かに何ですかね。
1:11:32	新制度になっての規則の規定からいろいろと工夫したところ、
1:11:39	づらくなってるということだと思あるのであまり現に考えさせるというのも、何かうまく申し訳ないので、お話するとですね。
1:11:50	提案については各施設、格納するように作りますということ自体は、宣言がないと。

1:11:58	建屋としての申請の審査っていうのはクローズしないと思うんですね。
1:12:04	そうすると、成形施設だ形の申請ってなっちゃうと、
1:12:10	ちょっと言葉足らずになる。
1:12:13	と言います。
1:12:14	で、いわゆる許可でもやってるように、
1:12:19	建屋の構造をですね、2ポツ3ポツ4ポツ全部で書けということではないんですけど。
1:12:25	少なくとも、被覆施設と組み立て施設等々が、
1:12:32	燃料建屋、
1:12:34	収納するような、
1:12:36	ことで作りますということはわかるようになってる必要があるかなと。
1:12:41	主、それを
1:12:44	基本設計方針としてですね。
1:12:45	書いてあるという必要があるかと思います。その時に、
1:12:51	二つ、対応方針はあると思うんですけど。
1:12:56	いっそのことを、2ポツ3ポツ全部つけて、最初の1分だけ。
1:13:03	評価と同じように書いちゃうと、
1:13:05	いうこと。
1:13:06	それでないとならば、成形施設で書くというところに、被覆組み立て、もろもろの施設も職能するものと。
1:13:17	いうことを書く。
1:13:19	いう。
1:13:20	こと。
1:13:22	次回で2ポツ散髪を書くときには、1ポツで書いている通り、5分収納しますと、というのはその新たな方針というよりは、もともと第
1:13:33	1回のこの成形施設で方針立ててる。
1:13:36	ところを、念のため、こちらでも書きますというだけという。
1:13:42	意味合いの文章にするかと。
1:13:44	いう2種類だと思ったんですけど。
1:13:48	原燃としてはどうお考えなんですか。
1:13:52	はい。日本原燃石田でございます。
1:13:57	一つは今お話をされていて、あとと思ったのは、確かにおっしゃる通りで外部衝撃の中で、竜巻防護対象施設はすべて燃料加工縦に収納するって書いていて、それは誰かというところ、成形施設以降のいろんな設備がみんな中に入ってますってことをみずから宣言してるんですけど。
1:14:14	そのもとになる施設側の記載がないのも確かにリンクがおかしくなるので、そういうのも含めると、

1:14:21	変な文章を作る、というよりは許可の本文の記載の展開をしながら2ページ3ページの頭の文書がいける書いて申請をすると、基本設計方針として示すと。
1:14:33	いうことの方法でできないかということで整理をさせていただくというのをまずやらせていただければなと思ってました。以上です。
1:14:44	はい。補足です。宗の方が
1:14:47	最終的なところって考えていいんじゃないかなと思います。その時にです、この前の資料の話にも若干なるかと思うんですけど。
1:14:58	個別項目の
1:15:01	場所においてもそのうちの一部分だけを申請すると。
1:15:05	いうことになるわけですよ。例えば今の成型施設であれば建屋だけということですし、
1:15:11	火災防護であれば、再処理である、あると冷却塔のところの感知消火、
1:15:22	MOXであれば、建屋なので、構造物、構築物ですかね、のところだけと。
1:15:28	いうことになるので、その辺りがわかるように何らか
1:15:33	意向なのか注記なのかということなりで、どこかでわかるようになると理解しやすいかなというふうに思います。
1:15:42	あと、お願いします。
1:15:43	はい、弓削西田でございますはい。ちょっと整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
1:15:53	規制庁仲ですけど、ちょっとこの話のついでで少しだけ確認したいんですけど、
1:15:59	基本設計方針上の整理の仕方は、何か要は、
1:16:04	いろいろと話をさせていただいて何となくはイメージがついて、
1:16:10	例えば仕様表とかってこれってどういう扱いになるんですかね
1:16:16	多分、
1:16:18	対象かどうかというとなんか出てくるんですかね商標はその成形加工施設という。
1:16:26	与儀西田でございます。建物被害申請対象に今回使用表は建物の出資について仕様表が載るだけだということでございます。
1:16:37	だからここで言ってる対象ってのはあくまで、新城の
1:16:45	建屋に関連する中のものに関する方針を示すというところにとどめるっていう、そういうようなイメージ。
1:16:54	はい、乳井西田でございます。先ほどコサクさんからちゃんとどこの部分的なものだということがわかりいいとおっしゃっていただいた通りで、成形施設のうちの燃料加工建屋に係る部分を、

1:17:07	示させていただくと、具になるというか、実際の設備自体はその設備を出すタイミングで申請をさせていただくということで整理をしました。
1:17:18	規制庁中です。はい。とりあえずわかりました。あと、
1:17:23	今回示されてる資料で個別に設計施設に関する基本的方針と結構、
1:17:33	許可の添付を結構引用してこう書いていて、
1:17:39	定量感っていうのもあるのかと思ってこれ感想なのかもしれないんですけど。
1:17:45	何となく添付をそのまま持ってきて、ここまで細かく書き過ぎて大丈夫かなっていうところは、
1:17:51	あるんですけど、全部第二課以降こんな感じで。
1:17:55	改革ような、これぐらいの程度で変えていくっていうことでよろしいですか。
1:18:04	その工程としてのその、
1:18:09	そこらへんの概要と、あとは設備的な。
1:18:14	設計上考慮するところというところを最低限書くという五つ。
1:18:19	何となく、添付レベルの細かいところまで書き過ぎてこれ一緒ですけど、そこはどんな感じでしょうか。
1:18:26	はい。弓削西田でございます。設備として何があるかというのは仕様表になるものがありますが、いわゆる設備選定で2Aになるものもあるので、
1:18:38	必要な設備は、ある程度ちゃんとここで明記をしようということで、考えてました。あと
1:18:46	記載の構成をですね、こういう構成でしますよとかこういう設計ですっていう書くときに、確かに本文にあるものは、それを会計。
1:18:57	本当に出てこないような
1:19:00	初年度の設備としてどうしても2としてエントリーを塩田鈴木縦に並べると。
1:19:05	若干違和感がどうしてもあるので、そこはユッカで並べて同じような構成になるように店舗も持っていきたいと言う事でそれなりに工夫をして、
1:19:16	やっているということでございます。以上です。
1:19:21	はい。規制庁仲です。考えはわかりました。
1:19:26	まず多分指標対象とかいろいろあるのかなと。終了退社今回書かないとして、基本設計方針としての一応最低限必要だと思うところを一応、
1:19:37	お考えのね、変えた結果がこうであると、そういうことであればそういうことで理解します。

1:19:49	はい。規制庁田尻です整理をいただいてということかなとこの中ではそういった遠く一番大きい話ではあったので、次に164ページ右下なんですけど、次のページですね。
1:20:02	ここもさっきの条文の方のやつと同じで、第1回申請対象に関してなんですけど。
1:20:09	二形成型施設とかなんて、
1:20:12	既認可のときから何か変わったのがちょっとそれが変わってるだろうってやつが多い中で、第1回申請はこの部分だけですって言った時に、
1:20:20	直ちに回目3回目になると、前にもこの話他の条文でした気がするんですけど、変更前が何かまたどんどん増えていく変な記載が変な形にならないかっていうところがありますので、
1:20:31	先ほど精査されるという話でこれも引き続き指導されるんだと思うんで改めては言わないんですけど、どこまでお経を第1回申請の対象にするのか、タカナシー部だったら全部書くんだったら書けばいいんじゃないかとかいろいろあり得ると思うんでその点は精査いただければ。
1:20:49	はい。乳井西田でございます。はい。以前のヒアリングでいただいた話は十分理解をしておりますので、あと変更前の日って続けるっていうのは、蘇武も、
1:21:02	制度上ありえないということをご指摘いただいたのを認識しておりますのでそこも含めた上で、ちょっと案件ごとにどうやって、変更、第1回の範囲にするかは、
1:21:12	先ほどの整理に合わせて、精査をさせていただきたいと思います。以上です。
1:21:17	長武居ですよろしく申し上げます。
1:21:21	もうあともう1個と1とかに関してになるかもしれないんですけど。
1:21:26	もう後ろの方の270ページ。
1:21:29	どう変更前後の表が出されていってで、これがどっちか。
1:21:36	さっきのところで1、
1:21:38	土地改良します。
1:21:42	申請処理ああいうふうに書いてあるわけじゃなくて、この資料において、整理として考え方を書いてあるだけ。
1:21:55	成長度述語とか、
1:21:57	伊勢幹線、
1:22:00	ちょっと一周フリーズしてしまいました私が、はい。
1:22:04	項目立てた上で
1:22:09	可決議会で示すという括弧を書くとしてたのが私の認識でございますすみませんまたもや様式が合っていないので、ここは竹澤谷津に合わせて精査をさせていただきますどこまで。

1:22:22	本来は6名、丸井。
1:22:26	267ページとかで整理しているものがそのまま申請対象として出ていくという整理だったんですけど、そこも含めて、はい。様式の書き方なりルールは、
1:22:37	他の外部衝撃とかとあわせて、展開できるさせていただきます。
1:22:41	成長度ですなんて言ったかというですね
1:22:45	項目丸鳥谷様はこのページだけで申請が出されたら、この部分だけこう変わったのねっていうふうにとれるんですけど。
1:22:52	項目番号だけ書かれて、あと次回やってやると、変更前は変更前にしてもう存在してるはずなので、そこ。
1:23:01	あえてもう気がわからんちゃわからん気がしたので、
1:23:04	どの単位で書くのかっていうのを含めて整理されると、今おっしゃられたと思うんで、整理いただければと思うんですけどよろしくお願ひします。谷中最初このページみたいに整理したのかなと思ったんですけど。
1:23:14	今のお話かと思ひまで口頭でおっしゃったような話と、
1:23:18	同じだったっぽいので、改めて整理して教えていただければと思ひます。
1:23:25	はい。日本原燃石田でございます。はい。
1:23:30	私が今聞く昔の話かもしれませんが、これ、火災のときに整理した通りで同じような展開他でもしてるんですけども、例えば269みたいに括弧であって、
1:23:45	ここだと代表にならないのかな。違うな。
1:23:49	今、1本1とか(1)とか、
1:23:55	葛西梅木と室井の経営ポツとかまで、加古駅で、変更前と変更後に何とかの設備を出すときにしますっていうのを括弧書きで書いてるんですけど、あんまり。
1:24:06	申請書としてそぐわないというご意見と思ったらいいですか。
1:24:11	規制庁タジリです。
1:24:14	変更申請今回の場合だと変更前後があって、この子をこう書きかえますよって言われた時に、例えばさっきの、
1:24:22	264ページみたいに、
1:24:24	264ページに全体等店舗が書かれた全体と今回は書かれていて、
1:24:29	この部分の1、1ポツ1以降は今回申請じゃないんで、
1:24:34	援護としては変えて参りませんよって言われたら、今回は対象じゃないから書いてもないのというふうにとれるんですけど、単に今この項目名だけ書かれて、変更の、

1:24:44	要は前のところに中途半端に書かれたやつが出てくると、じゃあそれは次回以降どう変えるのかっていう議論になるんで項目数がなかったらその部分は今回の申請対象外なんだろうなというふうに
1:24:55	かなという、
1:24:57	なぜこの1ポツだけを非常に切りはったのかなと思ってたんですけど、ちょっとそうでもなかったみたいなんで、前例としての整理が別途あるんであればそこを教えていただきたいんですけど。
1:25:17	はい。与儀西田でございます。すいませんちょっと私も今頭の中で整理できてなくてちょっとどうだったか、もう一度確認した上で、別途回答させていただきます。
1:25:29	おっしゃっていただいたことは理解しましたんで、構成含めて全体として、どこが申請対象かがわかるような形でということも含めて、先ほどの整理に合わせて、
1:25:41	お示しできるようにしたいと思います。
1:25:44	長田尻ですよろしく申し上げます。
1:25:47	これ、さっきの2月、
1:25:51	最後に書いてある。
1:25:53	植竹。
1:25:54	池戸。
1:25:56	70
1:25:57	170
1:26:02	どうだったか記憶が定かでないところがあれば。
1:26:05	石丸ですけど、再処理とMOXの共用の話を、変更後という
1:26:11	何も奥瀬においてもこういう
1:26:13	よかったですね。
1:26:14	再処理は今回、供用さしたとっていて許可、
1:26:18	ただMOXは東証許可のタイミングでも共用で定義してたような気がして、これはへ。
1:26:30	小阪です。前の話でもありましたけど、ちょっと頭の整理が必要かなと思ってて、今田尻が言ったところも少し私は、
1:26:42	改めて確認したいところあるんですけど、許可では、確かに、
1:26:48	今回、再処理の方でMOXの共用っていうのを明示的に入れたと。
1:26:53	いうこと。
1:26:55	ですので、
1:26:56	ボックスの方は今日、
1:26:59	当初許可で共用ってそもそも入って、
1:27:03	いたのかどうか、す。

1:27:06	思いとしては当然共用なんですけど、明示的に書いてなかった。
1:27:09	いうのを明示的に書いたということなのか。
1:27:12	もしそうだとすると、明示的に書いたのが今回だから、
1:27:17	対応する。
1:27:18	不幸にも変更ですって言いたいのかなっていうふうに勘ぐっちゃったんですけど。
1:27:25	と言っても結局それは記載の適正化なんだろうなと思えば変更前、
1:27:29	だろうし、
1:27:30	いうことで、許可の時の扱いと、それを踏まえた設工認でどう扱うかと。
1:27:36	いうことをそれぞれかみ砕いて説明いただければと思い
1:27:41	はい。ユニシアでございます。許可の段階でもおっしゃっていただいた通り洞道は共用ですと、その時点でも、台車の中を通過して、全体
1:27:52	業界としては共有した上で扉があってっていうのは、全体の枠組みはもともと来よっか。その前の許可から、
1:28:00	変わってないと思ってます。あとは、設工認上もう堂々が協議しますよっていうのはいいながらもここで変更後に書いたのが、
1:28:10	おっしゃっていただいたように二つ負圧管理の教育業界として共用するとか、扉の開け閉めの話で、負圧の管理をしますよとかこんな細かいことまでは確かに明示的に言ってなかったところもあったので変更後ということにしていますが、
1:28:26	約分としては、もともとから同じである変わってないと思ってます。以上です。
1:28:39	保坂です。そうであれば、
1:28:43	これまでしばらく話ありましたけど変更前っていったところの記載の範囲。
1:28:48	整理をして対応いただければということだと思えます。田尻さんそういう理解でよろしいですよ。田尻ですはい同じ認識です。
1:29:00	はい。弓削西田でございます。はい。今の件は、ご指摘いただいたところ、私しゃべった通りだと思ってますので整理をさせていただきます以上です。
1:29:12	長田尻です。藤。
1:29:14	単位の00に関しては自分からは以上なんですけど
1:29:18	現行から他になり、
1:29:28	ちょっとリリース内容であれば、おっきな件についてだけ、対象指摘事項の確認等対処法強い、どれぐらいのスケジュール感でっていうところ原燃から説明をお願いし、
1:29:55	いいでしょうか。すみません少々お待ちください。

1:30:00	規制庁タジリスダ調べてちょっと自分のパソコンの現場悪くて本当に音が届いてるのか黙ってるだけなのかがわからない時があるので何か、夏休み運転であれば発話最初に一周してもらえるとやりやすくて助かりますよね。
1:30:13	4000年の手話でございます。委員会を、大枠のコミットですねまず環境影響のところでは他の条文飛ばしてる結果との整理も踏まえた上で、
1:30:26	概要としての東洋公民館を桑田常務との関係の今一度整理をするということだったというのが1点目。あとは、資本のところでもう発電での比較、また関係等がついていたりということになりますので
1:30:41	全体としての企画の考え方っていうのをちゃんと整理をした上で、このままで、比較表の形でちゃんとした内容にお話をさせていただきます。
1:30:52	あとは、それ目的のあたりを考え方を示した上でということだと思ってました。
1:30:59	あとは、
1:31:02	無理だ。
1:31:05	もっとあれですね、
1:31:09	だけは売りの成型施設に入れているんですけども他のとして閉じた被覆施設等の、領海後継履修歩道橋保存の設計方針があった上での委員会の構成なので、そこは
1:31:22	建造経費のどこまでとにかく範囲をちゃんと整理した上で、必要な記載を展開をしていくということかと思ってました。
1:31:30	三瓶第1回の申請範囲ですね、これ全部中でも牧場の部分た上で再度整理をさせていただくということです。
1:31:39	はい。
1:31:41	あと共用部分も、水気は変更全部南鎌田それがこのままでこの前の深瀬常務が出た考え方を踏襲して、
1:31:51	一瀬委員させていただくということだったと思います。以上です。
1:31:55	あとは、
1:31:57	スケジュール感ですよ、スケジュール感は。
1:32:03	ちょっとお待ちください。
1:32:06	清澄タジリです。整理されながらで構わないんですけど、基本的に言っていたいただいた通りだと思っていて、
1:32:13	ここにちょっとこの業務、
1:32:15	またやっぱちょっと他に比べて特殊な条文だったりするので特に設計とかの話も変えたりっていうのがあったりするので、
1:32:21	少し特殊な整理しなきゃいけないところとかに関しては早めに、
1:32:25	だと思うので、

1:32:37	はい、弓削西原です。1週間をめどに整理をして、資料を提出できるようにしたいと思います。
1:32:46	清長タジリです。わかりましたよろしくお願ひしますまた決まりましたらご連絡いただければと思います。
1:32:52	この長くはなってきたんですけど、
1:32:58	さんはあんまり時間かけるつもりはないんですけど、10分ぐらいで終われるかなと思ってるんですけど、そのあとに休憩とかでゲンネン大丈夫そうですか。
1:33:08	はい、日本イシダでございますはい。123 終わってからで大丈夫でございます。
1:33:14	一応タジリです。原燃から知念三野が説明したいことってありますか。
1:33:23	はい。与儀西田でございます。
1:33:26	大矢君ここに説明することってのはないんですけども若干ああいいうゼロイチですかね、の中で、大城が対象物を書き間違えてるところがあって、
1:33:37	下の7ページのところの、
1:33:40	室内の、
1:33:42	放射線のところで、
1:33:47	そのの、次回に示す範囲で貯蔵施設を設置する部屋ってのがあるんですけどこれ今回のを対象とし、
1:33:56	入れなきゃいけないのがこの下の方で管理区域外の方が確か対象外と、次回ということちょっとこちらの書き方が間違っていましたので、今後出すときに訂正整理、
1:34:07	訂正をして、書き直したものを出示したいと思ってました。以上です。
1:34:11	清澄タジリです。自分から確認したのはOKか言うとなん一つに近いですけど、今ちょっと7ページ開かれていてなんですけど。
1:34:20	簡単に言うと、もう設定の根拠とか考え方をもうちょっと示していただきたくて。
1:34:26	例えば今、屋外っていうふうにしたとき、35度90%というふうにかかれてるんですけど、許可のとき聞いた限りだと、八戸と六つあって八名だったら多分35度超えてたりしたものがあつたところを、
1:34:39	既往最大値を受けてる時を最大じゃ何なんだろうっていうところがあつて、湿度も既往最大値は90%ですって言うんですけど、100%じゃなかったんですけども何か根拠がいまいちよくわからないところが多々ありますと。
1:34:52	かつ屋外の温度に関して言うと、外部火災とかで初期温度設定すると思うんですけどそことも微妙にずれてたりするような気がしていて、今の書かれてるレベルだと、もともと

1:35:03	健全性説明書の方の添付に書かれてるやつを、表の形にした程度でこの交流事項とかその補足つちゅうのが、若干薄いかなど。しかも何か整合してるのかちょっとよくわからんところがあるっていうところがあり、
1:35:17	また放射線に関しても、これ設計基準事故時の環境条件も
1:35:22	これも楠田からこれで良いっていう話起こす、
1:35:26	持ちながらいって話なのかもしれないんですけど再処理施設の方に関して言うと、
1:35:31	環境条件ワーって基準に国だと平常時と同じとは思えないんですけど何か平常時のやつをそのまま書かれたりするような気がするの、ここのパラメーターの根拠っていうのをしっかり説明していただきたいんですけどそこだって準備できてますと。
1:35:47	はい。日本原燃の仲村です。まず温度計を最大値を包絡する値を設定するという事で考慮事項に書いてますけれども、
1:35:57	この中身としましてはですね六ヶ所の基礎観測記録のデータを参考にしましてですね、六つと8年の時。
1:36:05	特別、地域の気象観測所のデータのうち、6ヶ所飛行に近い、六つのです。申し訳ないです。内容を説明する。
1:36:16	というよりは、それはちゃんと書いてくれということであって、
1:36:22	トレイの準備が整ってるかっていうことだと思うん。
1:36:25	ですけど、タジリですそうですねこれあくまで補足資料で、まさにそこを説明するための補足資料なんですけど、添付に書いてある、添付。
1:36:35	描いてありますけども、何か表バージョンが出てきて、
1:36:38	かつ過去に他のところと資料で見たものとは微妙に違う値とかになってるので違うんだったら根拠をちゃんと説明して、それが示されてるべきだと思ってるんですけどそこっていうのは、
1:36:48	何かほかに今日間に合っていないだけですぐ示される予定なのかどうかという、ちょっとよくわからなかったんですよ。ちょっと言い方が変になったんで、全部対象になったのかもしれないんですけど、その辺りっていうのは、何かうちに今説明する準備っていう意味で、資料として整理できてんでしたっけ。
1:37:04	日本原燃の仲村です。資料として準備はちょっと整ってはいないんですけども、今後出す時に考慮事項のところそこら辺をはっきりわかるようにですね、記載し直して出したいと思いますので、
1:37:19	規制庁田尻です。興行事項におさまるんだったら考慮事項でいいです。今みたいな説明で、例えば外部事象のところ説明してる内容等ここが整合しないと特に屋外の話だと整合してないと若干違和感のところが出てくるような気がするの、

1:37:34	他の条文との関係というのもどうしても出てきてしまうところだと思ってるので、ちゃんと説明できるように、違いが生じているっていうんだったら何で違いが生じて問題ないのかとかも含めて確認しなければいけないと思ってるので、その辺に関してははっきり
1:37:49	日本原燃の仲村です。承知しました。
1:37:56	清澄タジリです。基本的にこの資料に関しては根拠を示してくれっちゅうのが一番でかいので、次はそこがないとあまりこの資料の意味がないかなと思ってますんで、0には主な関連がなくて03は故意つうと、設計値との比較のはずなんですけど。
1:38:11	比嘉空なんですけど同じ値が何か、ほぼイコールとか矢印に何々障害で書かれてるような形になってるので、何を根拠に与え設定してるのか、設計値ってのは何に基づき決めてるのかっていう、或いは、
1:38:25	昔ようなデータ集で構わないんですけど、そういったところも含めてパラメータがどこが出てきたのかっていうのがどうしても掴みきれない仕様になってるので、その辺ははっきり説明
1:38:33	資料とかを用意した上で説明いただけるようお願いします。
1:38:37	01 から 3 番に関してはすみませんそこがないとあんまり、やっぱ
1:38:43	辛い
1:38:47	規制庁側から健全側から他に何かありますか。
1:38:52	コサクです。今の点ですね、タジリから聞いてへの回答もいまいちピントが合ってなかったというところなんですけど。
1:39:02	この辺りって実用炉でどういうレベルで資料提示があって、
1:39:09	ていうときに、
1:39:11	タジリの言った話っていうのはそれに対して過剰要求だという、
1:39:17	意識でおられます。
1:39:22	日本原燃の瀬川でございます。この資料を作るにあたっては炉の同じですねこの班いう 01 から 03 に相当する資料を確認させていただいて、
1:39:32	それに準ずるものとして準備してきました。ただですね今回、屋外の部分ですね、こちらの、
1:39:41	ご指摘の通りですね根拠がきちんと明記されていなかったということでこちらはN〇と比較してもですね、きちんとやはり低いなら低いというそういう根拠をですね、示すべきであるというふうには。
1:39:54	認識しておりますので、先ほどの案いう 0 一井の資料ですと添付という目次が、
1:40:02	右下 2 ページのところ目次記載しておりますけども、添付 1-1 から 2-3 にかけてですね、圧力温度放射線といったパラメーターについて説明書載せております。ここに屋外の圧力温度と、そういったような形ですね。

1:40:16	項目を工夫して、きちんと説明資料載せるようにしたいと思います。その中で、また他の外部火災とか象の温度条件の設定の違いの考え方、こういったところについてもですね補足説明をきちんと加えるようにしたいというふうに考えてございます。
1:40:33	院長館です。一応補足として、
1:40:38	100%だった理由、温度に関しては本当の運動の最大値、
1:40:42	放射線に関して言うんだったら昔の仮想事故の時の一番でかいやつにしますよとかっていうふうに、
1:40:48	あそこに全部の評価Cが書いてあるわけじゃないですけど、当然他の資料見ればわかるなっていうのが書いてあって、だからこれなんだっていうのが分かる記載になってます。
1:40:57	ここに全部書かなくてもわかるようになってるんだったらそれで構わないんですけど、90%とかっていう、微妙な値を書かれたり、温度に関して言うと、
1:41:07	指令検証の方の話で聞いてると微妙に違う値になったりしてるので、変えたり説明が必要になると考えられるところに関してはしっかり補足して説明してくださいねという意図なので、その点はしっかり認識した上で対応いただければと思います。
1:41:22	はい。日本原燃の瀬川でございます。ご指摘の通りですね、発電炉の方では湿度はもう問答無用で100%、温度であればもう40度というようなそういった設定をしております。
1:41:35	そこに対して今回私どもLOCA炉と比較してもちょっと数字を変えてるところがございますのでそこはしっかりある考え方にのっとって設定してるものですので、そちらについてはきちんと明記させていただくようにしたいと思います。以上です。
1:41:52	経営職です。今後、こういう指摘がなくても、ちゃんと原燃から最初から資料が提示されるようにと。
1:42:00	ということで体制も強化されてるし、電力の支援もあるしということだと思ってますので、
1:42:08	その点よろしくお願いします。
1:42:11	先ほどの00の方も含めてなんですけど、00も体制強化して12月の末に出されたと。
1:42:18	ということですから、水平展開が十分できてない資料になってるっていうのも、本当はちょっといかがなものか。
1:42:25	思っているところですので、
1:42:28	今後、
1:42:29	こういうことがなくなるように取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

1:42:37	日本原燃瀬川でございます。承知いたしました。
1:42:45	規制庁仲です。ちょっとついでで、質問ですけど先ほどの根拠というような話もあってそういうところを明確にというところはそれはそれで、
1:42:55	対応というところでその他
1:42:58	案いうの02の資料とかでですね
1:43:03	圧力とか温度とかそういうものについてそういう環境どう再現したその試験環境下においてその、
1:43:11	機能を発揮することを確認するというような何か時、実証試験をやる等やるというような、
1:43:18	話もあるんですけどこういうものはもう実際もやられてるということですかそれともまだ全然やれてなくて、
1:43:26	随分先というか、そこらがどういう状況なんでしょうか。
1:43:31	はい。日本原燃の瀬川でございます。こちらに記載してその次、実証試験等という部分につきましては、今回申請の範囲においては、試験、
1:43:42	試験結果に基づいてというのではなく、評価するものなんですけれども、今後、次回以降です申請する設備向けにこういった一般論として、必要であれば試験等に基づいた、
1:43:54	データに基づいてやってきますよということを述べさせていただいております。実際に試験等、必要なデータの取得が終わっているかといったところにつきましては、
1:44:04	必要なものは準備できているというのが現状でございます。
1:44:10	はい、規制庁中です。そういうことです。言いますところら辺は、今回の申請においてそういう方針は一応ちゃんと書いた上で、その実際出てくる新生会に合わせて具体的なそのエビデンスも含めて提示されると、そういう理解でよろしいですかね。
1:44:28	日本原燃の瀬川でございますご認識の通りでございます。
1:44:31	はい。規制庁仲です。了解しました。
1:44:38	規制庁タジリです。衛藤ほか規制庁側から何かありますか。
1:44:46	清澄タジリです。なさそうであれば振替えよう何もないぐらい1個しか言ってないのでその点しっかり認識した上で原燃で対応いただければと思います。
1:44:55	あと多分今日遮へいが残ってるという認識でよかったですかね。
1:45:00	はい。乳井西田でございます。はい。工程の遮へいでございますはい。
1:45:05	支店長田尻です。最初のグループ3から組みで言うと2時間半とかたってしまったのでここ時間たって何か1回休憩挟んだから。
1:45:14	でも5分ぐらい、5分10分休憩しすかねと、規制庁が問題ないですかね。
1:45:22	はい、大川です。問題あります。

1:45:26	いやあ規制庁たです。16時10分再開ということでよろしくお願ひします。いろいろこのページとか、
0:00:00	規制庁シミズです。それでは原燃の方から当社へ00については説明の方お願ひします。
0:00:09	はい。ユニシアでございます。遮へい0002、デビジョン後ということで1月7日に提出をさせていただきました。
0:00:21	今の件、別紙1以降、大津第1回の申請対象になりますので、別紙6まで、と関係するものはすべて、
0:00:30	つけさせていただきます。
0:00:33	やり方は他の住民の最新のやり方に沿った形でということで書かさせていただきます後は、
0:00:42	別紙6については、126ページ以降ついてますが要求事項に変更がないということもありまして、変更前に変えて変更は変更なしという記載になってございます。
0:00:56	はい。
0:00:58	基本設計方針全部出ますアマハ向けもありませんので
0:01:02	ということになってます。あと別紙4を、トータルのページでいきますと、
0:01:11	3030ページ以降ですね4-1から順番につけさせていただきましたがこれ発電力の比較対象がないのでちょっと他の方は若干形は変わってますが、
0:01:23	関係する添付書類を、
0:01:26	ご確認いただけるようにつけさせていただきますという状況でございます。説明は以上です。
0:01:35	吉見です。ただいまの説明について規制庁側から確認をお願いします。
0:01:40	はい、規制庁おかけする。それでは、まず基本設計方針別紙1の方から少し確認させていただきます。
0:01:48	1回ですね。
0:02:09	ここのBとかですね。
0:02:13	開口部及び、
0:02:17	今まで
0:02:45	日本原燃志田でございます設計として塩高がないだろうということで今回、方針ということで書いておりますが
0:02:54	先ほど来ありましたと他の基本設計方針の別紙1の展開も含めた上で、ルールっていうか基本的な考え方は以前から申し上げさせていただいている通り、まずは、
0:03:04	許可の本文から文章を持ってくると。

0:03:07	Dの声の比較をしながら、設工認として適切な設計方針となるように、添付書類を使えない、許可の添付書類の記載を使いながら展開をしていくと。
0:03:18	ということが、基本的な考え方だと思ってますので、ちょっと詳しくすぎるんじゃないかという部分のご指摘のところについては、他の条文の書き方等も含めて、整理をさせていただければと思います。
0:04:07	日本原燃の新谷です。メール構造はどちらかという建屋とかで壁とか、
0:04:13	多くが見えないようになっているというような形で屈曲構造はダクトとか壁貫通部とかの設定。
0:04:24	貫通部を、これも上げて、通したりというふうなところの、
0:04:29	形で書いております。
0:04:32	はい。
0:04:49	これ、前回の宿題みたいな形
0:05:10	園芸のシンタニです。一時的遮へいについてはですね、現場での線量管理等々合わせてやることになることになりますので、
0:05:21	その設計というよりも、運用に近いというところがありますので最初にもあわせて記載しない方向で整理しているところです。
0:05:33	市岡です。しました
0:05:52	後、
0:06:10	明確化
0:06:26	えっとですね、被ばく線量と書いてるところ線量と書いているところがちょっと入り乱れていたその被ばく線量とか板野発電所の被災を持ってきた部分が、
0:06:37	なんですけども、許可、
0:06:39	の方では線量と書いてるところが、
0:06:43	多いとか基本あまり被ばくという線量という形で扱ってなかったのが線量という形で統一したということに、
0:06:53	一応、
0:06:56	じゃない。
0:07:07	違和感があった。
0:07:19	であればちょっとここらの部分についてはちょっと修正したいと思います。
0:07:25	それと
0:07:26	そちらの整理で、
0:08:00	総務。

0:08:22	弓削西田でございます。教育部分で遠隔操作云々の話が確かに書いてございますそれ
0:08:31	おっしゃる通りでとかいうな、
0:08:33	7ページの8ページの(3)番。
0:08:37	これが安全側に展開されているのを受けて、書いてます。ここで書いてる個別項目の他の設備等の関係とそちらの、
0:08:48	現行どうしてるかっていうところになりますが、個別項目等先ほど内容の資料の中で、この設備の、成型してると回復してるの。
0:08:58	文献操作を依田市制御室中央管理室等でありますよと言っている遠隔操作になっている操作場所の話を書いてあるところとのリンクを取ってまして、そういったものの位置関係がちゃんと役割分担がわかるようにいると。
0:09:12	何を出してるかがわかるように、記載を明確化していきたいと思えます。以上です。
0:10:14	すいませんちょっと下、日本原燃の新谷です。(5)についてちょっと段がずれてるんですけども等に解説としては
0:10:24	三つ目の四角のところに書いてある通り、交渉等については人が容易に責任、
0:10:32	できないような場所の例示と、
0:10:34	考えてまして、何か具体的に何かこう、
0:10:38	こういうものっていうのを示すものではないかなと。
0:10:41	いうふうな、
0:10:42	ことで考えており、限定しないということも含めてと、こういうふうな記載にしているというところ。
0:11:11	になったんです。
0:11:19	そうですね。
0:11:20	具体的に取られると何かちょっと難しいところもあるんですけど右側にある発電炉のほうの記載でも等と書かれているところもあって、
0:11:31	ちょっとこの辺はちょっと別途整理させていただき、
0:11:57	あと、判例
0:11:59	なしなんですけど、
0:12:12	医療費
0:12:17	しゃべって、
0:12:31	事故、
0:12:37	商品
0:13:10	で超過です。乳井西原でございますはい。すいません。聞こえております。

0:13:16	項目ごとに付番をして、リンクを取ってどれが、どの項目に流れていくかというのを明確にするというのが、これのやり方だと思っております。
0:13:30	おっしゃっていただいているところは、例えば、そうですねテープ商品的再生というダイヤモンドで飛ばすときに、仕様表に飛ばすからといったものがどこの数字が飛ぶかはこの、
0:13:43	例えばですけど、16 ページで言う、四角の一番、材質の例示ってあるものが仕様表に飛ばすだとか、対象物がこの四角の数字を書くことによって対象何かってというのが、
0:13:56	明らかになるんじゃないかなと思って、展開をしてました。この対応年度だったり資格だったりで他に飛びますよと言っている部分の対象が何かというのを、
0:14:07	4 ポツのところに示していると。添付書に通ったのは、7 の全部指標等あわせて添付書類等っていうのが確かに整理としておかしいという気がします、そういった形で付番をすることによってそれぞれを明確にしているつもりだったんですが
0:14:21	今のご指摘はそこがまだ明確にターゲットが絞られてないんじゃないかということのご指摘だったでしょうか。
0:14:38	大津ちゃん。
0:14:52	他にある。
0:15:11	はい、与儀西田でございますそういう、ご懸念が出る時点があった我々の作業がおかしいところかもしれませんのでちょっと今一度、見て整理をさせていただきます。
0:15:22	対象物ごとに本文だから云々ということじゃなくて、対象物をちゃんと区切って、文章1分だと誤解を生じる場合には文章一文全体に番号をつけようと中でも番号区切ってでも、
0:15:35	対象のリンク先がわかるようにというのが、もともとの整理の仕方ですので、そういった形になってないところがあればちゃんと適切に修正をしていくということで採用させていただきたいと思います。以上です。
0:15:48	成長
0:16:05	産業とあわせて、
0:16:12	はい、乳井西田でございますがですね重複記載については以前もご指摘伺ってましてちょっと精査はしていたつもりなんです、1度確認をしていきたいと思います。
0:16:23	それ超過です。
0:16:24	設計。
0:16:34	あ、規制庁中ですけど。

0:16:36	ちょっとコメントをかぶるところもあるんですけど、8ページ目でいろいろ少し記載の仕方なんかで議論があつてですね。
0:16:47	それでここら辺はこれまで経緯まで、
0:16:51	言うと、
0:16:53	結構頭等が使われていてそれについてもう少し具体、具体的に、
0:17:01	書いた方がいいような話にもなつてただ書いてみると書き過ぎかみたいな感じでまた、
0:17:06	削りすぎるとですね、削ったら削つたでまた文章の意味がわからないつていうところを
0:17:13	結構何か繰り返しの議論をしてるようなところもあつてですね。
0:17:17	あんまり、今後は個別にですね、
0:17:22	一時1個見てですね、あんまり、
0:17:25	利用するようなつもりはない。
0:17:28	かなとは思つていてですね。
0:17:29	今回のこの遮へいに関してはある程度同等具体的に書いたというところでそれで、
0:17:36	それなりに文章にも、どうしても成り立つし、具体性もわかると。
0:17:41	いうところで最初で別に否定はしないですし、それはそれでいいのかなと思つつつですね、許可との関係ということで、それによつてですね結構今回の資料を見ると、
0:17:53	許可の本文なり、添付でこう見たことのないようなですね結構記載が、具体化ゆえに公開出てくるところがあつて、
0:18:03	そういうものについて、それはそれで別にどこまで記載するしないの議論はしないとしてもですね。
0:18:10	ここは繰り返し言つてるんですけどあくまでもこれ本文ですので、
0:18:15	後々、余りにもですね正確に書き過ぎて、
0:18:20	変更が生じるような範囲の記載は、
0:18:23	留意しながら記載していただくことかなと。
0:18:27	いうふうに考えてますし、あとは、
0:18:30	若干許可本文なり、添付で使つてる要望とですね少し変えることで、その範囲が違つてるような書き方になつてないかどうか。
0:18:39	そこはちゃんとビッグが取れたようなですね、多少表現の見直しみたいなのはあるんでしょうけれど。
0:18:46	そういうところが何か新たなその基本的方針で定義を作つてですねそこはまた何か許可とずれてるようなことがないようにですね。

0:18:54	そういうことに留意しながらですね、記載いただければと思います。あとは先ほど等の話も若干あるものあるで別にそれは構わないんですけど。
0:19:04	そういうものがここに書かないまでも添付で示されるのかどうか。
0:19:09	そういうところもですね、それはそれで解説として書いていただける
0:19:13	それは理解で
0:19:15	そういうところに留意しながら、この条文だけに限らず、
0:19:26	はい。与儀ネシアでございます。先ほど大岡さんのご指摘にお答えをした通り、基本的な考え方を決めた上で、展開をしていくのは、前提は許可という、基本設計方針の設置の本文だと。
0:19:41	いうことを前提に、何をどこまで書くかという整理だと思っておりますので、今一度、その考え方で統一してやっていくということだと思っております以上です。
0:19:54	はい。市長の岡です。
0:19:59	福岡です。他、規制庁。
0:20:04	ないようでしたら、
0:21:13	少々お待ちください。
0:22:11	与儀イシダでございます。
0:22:14	シリーズでいくとマナー、主な設備のところのエントリーの仕方であったりあとは、別途車両総務部、添付書類の中でいくと、
0:22:25	普通に考えること言っちゃあれですけども、別紙4の一番、税務署の一番保険になってる基本的な考え方を書くところで、どういったものに対して遮へい検査をするかと。
0:22:36	いうところがちゃんと明確になった上で、次回に出て来るものが非常にインプリされていくということかなと思っております。それが今、明示的にできてるかっていうのが若干、
0:22:46	確かに明確じゃないところがありますのでそこはちょっと整理をさせていただきたいと思っております。以上です。
0:22:53	成長は、
0:23:24	はい、与儀西田でございます今ご指摘いただいた点ちょっと整理をさせていただきたいと思っておりますはい。
0:23:32	それ超過です。別紙に安倍
0:23:46	市岡です。
0:23:53	14の方は、
0:24:05	被災をされ、
0:24:08	最後、
0:24:20	細井

0:24:33	ここに計算条件を今回、
0:24:44	強いのか
0:24:48	ただ、
0:24:49	使う数字だ。
0:24:58	5分
0:25:19	ページ
0:25:21	30、
0:25:24	注文。
0:25:39	はい、与儀西田でございますはい。出典であつたりあとその根拠になる ところを、見据えて書くべきことを書くと。
0:25:50	いうことだったのという指摘だと思いますのでちょっと精査をさせてい ただきます。
0:25:55	これ
0:25:59	同じ会社なんで、学校かけないわけでないんですけど最初に製品の不純 物概要量。
0:26:07	どこまで書くかですね、というところも含めてちょっと整理をさせてい ただきたいと思います根拠と言ってしまうと、対象のプロセスの製造の 話をするのかっていうのなかなか難しい話でもあるので、
0:26:18	その辺の書き方はちょっと工夫をさせていただければと思います。
0:26:22	情報です。組織側の人物いろんな考えが、
0:26:44	はい、乳井イシダでございます失礼しました。そういった点、ちょっと 補足説明が足りないところは補強していくということを、
0:26:53	至急採用させていただきたいと思います。以上です。
0:26:57	通帳下です。
0:27:37	すいません日本原燃のシタニですと、
0:27:39	すぐわからないので、別途回答させていただきたいと思います
0:27:43	成長課です。
0:27:46	おそらく何か
0:27:58	C4の1に関してはそういう
0:28:14	どちらも、
0:28:24	今日が、
0:28:47	すいません日本原燃のシタニですねと設備概要ずっとおっしゃってる のは、
0:28:53	設備の構造図とかの話でしょ。もともと経産省の方にはどこに載せてな かったかなと思ったんですけども。
0:29:02	室長はですね、その載せてない理由は多分同一新生会で、概要図が別の 章に書いてあったから。

0:29:29	書類
0:29:39	4限シンタニです。ちょっと整理をして対応させていただきます。
0:29:45	それでは岡です。
0:29:47	モデルの説明がつつらとあるんですが、
0:29:50	結局
0:29:51	この文章だけ見ても、
0:29:53	全く、
0:30:14	規制庁ヶ月で続きましてそのモデル図の、
0:30:18	モデル。
0:30:29	そのモデルによって、
0:30:48	井上新開で処理しました。
0:30:52	部長。
0:30:55	考えていって67ページ。
0:30:59	ないところなんです、
0:31:01	うん。
0:31:03	出典があるものがないものが、
0:31:32	宮部シンタニで承知しました。
0:31:37	成長課です。あと、
0:31:41	と、甲斐話は、
0:31:45	別紙4の3の方。
0:31:59	こちら周辺監視区域の
0:32:35	日本原燃新谷です。こちらについては、PWRを収納する際は、一体で、BWRの燃料集合体の場合4体、
0:32:47	を収納するというふうなチャンネルになっておりまして4倍違いますのでBWRの方が、貯蔵量としては大きくなるということで、設定しております。
0:33:00	議長から
0:33:06	青木さん。
0:33:29	宮部の心配です。そうですね。
0:33:31	一つのチャンネルに、PWRの場合は一体収納するんですけど、BWRの中大田入れる場合は
0:33:40	何ですかね、枠をつけてですね、一つのチャンネル4体収納するというふうな設計に。
0:33:47	なってます。
0:33:51	そこは理解
0:33:52	けど、そもそもの17、
0:33:55	難波稲井の4倍ぐらいの大きさ。

0:34:03	どこが違ってBWRが代表化されたかっていう部分ほぼ
0:34:16	日本原燃の安保でございます。
0:34:18	集合体貯蔵量と、集合体貯蔵設備にちょうど全体に貯蔵したといったときに、2度あるPWR燃料を全部入れた時とPWR燃料を全部入れた時を比較しますと、
0:34:31	PWR燃料を装荷した時のほうがトータルとしての、
0:34:35	プレビューが多くなるということでこちらを計算代表として使ってるということになります。
0:34:44	トンネルが、
0:34:53	古閑大井。
0:34:58	一般理由からなのかな。
0:35:04	はい。日本原燃の安保でございます。
0:35:07	おっしゃる通りBWR燃料単体、集合体単体同士で比較しますとPWR燃料の方が大きいというところではあるんですけども。
0:35:16	貯蔵の際の収納の仕方ですね、それを考慮すると、BWRの方がトータルで大きくなるというところで、
0:35:25	やっぱり最低になってるところになります。
0:35:27	はい。布施。
0:35:32	先兵が、
0:35:33	こうだっていう
0:35:47	日本原燃の郷でございます承知いたしました。
0:35:51	超過で
0:36:16	4件のシタニです。えっとですね仕様表の方で、品管の時は、壁1枚1枚に番号をつけて数字を、
0:36:24	入っていたんですけども。
0:36:26	現状発電炉の方を参考に、
0:36:32	個別の番号付けをやめる形にしましたので、
0:36:38	その都合上、書き方を変えさせていただいたということで最大と最小のみ記載するというふうな、
0:36:47	今回は記載しております。
0:36:51	規制庁かです。それだと最小側の扱いは
0:36:58	壁厚は、
0:37:00	あればいいんです。
0:37:08	条件を満足してるのかなっていう部分の議論、疑問が、
0:37:17	県の新谷です。ですね。
0:37:20	壁厚の必要厚さについては外壁等貯蔵設備それぞれの周りの壁の合計で、

0:37:27	集合体のところは1.5 それ以外は1.8 というふうに期待しております、外壁のところは最
0:37:34	最初は1. 半ですので、
0:37:38	集合体についてはプラス20 銭、他のところについてはプラス、50 センチあれば、満足するということで、どこどこの、ちょうど設備についてもその厚さについては満足しているということが確認いただけるかなというふうに考えております。
0:37:55	はい、規制庁化です。
0:37:57	その辺を少し説明の方で追加1、
0:38:01	かな。
0:38:11	等、
0:38:12	例えば愛知県の
0:38:38	4 ページはシタニです。一つもうちょっとわかりやすくなるようにちょっと書き方を考えたいと思います。
0:38:44	規制庁化です。あと最後、家
0:38:56	どこなのか。
0:39:10	峰シタニで処理しました。
0:39:13	水調査です。ちなみに450 メートルっていうのは、
0:39:17	大野。
0:39:23	450 メートルについてはですね、加工施設の援助集合体の貯蔵設備の設置。
0:39:33	あるエリア。
0:39:34	から、評価点までの、
0:39:37	距離に対して余裕を見て設定しております。
0:39:45	燃料集合体の設備自体は燃料加工建屋の南側わあ、
0:39:54	に設置しておりますので、
0:39:58	議長から施行。
0:40:09	コサクです。ちなみに今のあたりとかっていうのは、
0:40:13	非開示情報になってたりしませんか。
0:40:23	弓削西田でございます配置図上でここっていうのは光情報になりますが今言ったみたいな
0:40:30	こっちの方っていう方角ぐらいであれば、別に構わない範囲だと思ってました。以上です。
0:40:37	コサクですわかりました。大岡さんその上で図面とかで明示してもらって開示で明示してもらいたいとかっていう程度感っていう物。
0:41:04	はい、乳井西田でございます。今のご指摘でいきますと今の117 ページのところの図で大体の場所を示して450 メートル評価点から、

0:41:14	離れているということを示すのに加えて、その拡大というわけじゃないですけど具体的な位置をマスキング、
0:41:23	が前提にありますけど図面として出させていただくということでしょうか。
0:41:29	規制庁課です。
0:41:39	水浄化です。002 に関しては、
0:41:46	とか、
0:41:55	超過で作る。
0:41:57	もしないようでしたら、01 の方に移らしていた。
0:42:07	それ超過です 0102 で何か懸念が、
0:42:14	おい、乳井西田でございます。遮へい 010 につきましては補足説明資料としての形式的なものを反映をさせていただきましたと。
0:42:25	ということでございます。
0:42:28	あとは、
0:42:31	以前お出ししてヒアリングをした 1 回あってそのあと変更した後ヒアリングをやってなかった状態でもう 1 回変更してますので、文章的には以前のヒアリングでご指摘いただいた全体の文章としての成立性というか。
0:42:47	それぞれの項目の繋がりであったり、文書としての構成というのを見た上で到底整理をし直した状態が、これ今立てて立地評価の前のバージョンで整理をさせていただいたということでした。
0:43:02	レビジョンの方は形式の方を修正をして、他の補足説明資料と考え方、ルールが同じになるようにということでやらせていただいたということでございます。以上です。
0:43:14	長君。
0:43:49	そうなんですか。
0:43:51	日本原燃の新谷です。
0:43:54	会田カーというのが、床面から床面の、
0:44:00	高さを
0:44:02	いう。
0:44:03	ことになりましたので、
0:44:06	地下 2 階の床と地下 1 階の床はそれぞれ 60 センチ上がって、中 2 階については、高さ変わっておりませんので、床は変わってないけれども天井が高くなっているのですその分高くなっているということ。
0:44:21	になっております。
0:44:27	うん、それ
0:44:35	これだと、トータル 180 センチか

0:44:45	からも、
0:44:56	日本原燃のシタニですと、ちょっと変えたかというのが床から床までの高い
0:45:01	ということだ。
0:45:02	中二階についても、床から床までの高さは上がってしまうのでこういう書き方をしたんですけどちょっと誤解があるようであればちょっと書き方は考えて。
0:45:31	いろいろな席
0:45:38	評価への
0:45:44	7P
0:45:51	高野。
0:46:12	ずっと
0:46:29	工程
0:46:47	日本原燃の新谷でございます。
0:46:54	この辺について 02の方再選定もしているのでちょっと省略してしまった部分もありますが確におっしゃる通り、ずっとうかがわないとどこの部分でどういう形かというのはわからないかと思しますので、
0:47:05	ここにはについては、記載を追記したいかと思。
0:47:13	等、
0:47:15	少し等が入って、
0:47:26	4、
0:47:57	日本への心配で承知しました。
0:48:01	増加です。あと、前回、
0:48:12	ご承知と。
0:48:14	才能、
0:48:17	車へ飛びいらっちゃって、
0:48:36	日本原燃の塩田でございます。
0:48:44	コンクリート製遮へいとフィーダーについて、
0:48:48	は、
0:48:50	それぞれ厚さ5と2、
0:48:55	大坂変わってしまうところなんですけれども下米については一律、
0:49:01	マイナス10センチ、
0:49:05	10ミリということで、設定しております。
0:49:09	はい。社長は
0:49:11	全部に聞いたんですがそれが、
0:49:15	少し整理してくださいと。
0:49:19	いたんで、

0:49:34	成長化です。これ、材質、材料から、
0:49:40	決まるものかなと思っていて、
0:49:43	それがその扉と壁で何で違うのかっていうこと。
0:49:48	なったのでまた
0:49:50	メーカー、
0:49:52	問い合わせることになるか。
0:49:54	野瀬リーダー。
0:50:04	上の表では、
0:50:06	差がなくて、下の表では黄砂があつて、
0:50:34	日本原燃の人に、
0:50:35	です。
0:50:37	例年、
0:50:38	戸谷香田について公差があるものないものについてはですね、既認可の際、
0:50:45	は、基本的にこれは書いておりませんでしたので、はい。既認可の時点で書いてなかったもので、そのまま。
0:50:56	仕様を変えてしまったものについては黄砂を記載していないと。
0:51:00	いう形で、今回
0:51:03	出し直しにあたって、黄砂を、
0:51:06	記載したものについては記載しているというふうな形になっており
0:51:13	成長、
0:51:25	過ぎれシンタニ優勝しました。
0:51:41	光岡です。
0:51:42	いないようでしたら、
0:51:44	C社 002の方移らせて
0:51:48	江崎
0:52:28	日本原燃、新谷です。
0:52:30	はい。
0:52:58	日本原燃の新谷です。
0:53:02	基本的に
0:53:04	上下、
0:53:05	東大南北、
0:53:09	の、
0:53:10	目、目隣接している面のみを考慮しておりまして、斜め入射等になってきますと、翌朝業者兵隊も増えてきますし、
0:53:19	それぞれ

0:53:23	斜め入射の統合系よりも、どちらかの、
0:53:28	家に、そういった場所の方が線量が高くなるというふうな評価。
0:53:34	もう、
0:53:35	考慮した上で、設定しているところです。
0:53:40	切オオオカですけどそういう
0:53:50	そういうのが
0:54:22	超過ですか。
0:54:31	宮野新谷です。境界がわかりにくいというのがちょっと、今ひとつよくわからないのですけれども、どう、どういった。
0:54:41	それどうでしょうか。
0:54:44	上羽です。
0:54:49	マスキング箇所
0:54:58	この区域の境界は今回でね。
0:55:13	廊下の表現は、
0:55:19	わかんなくてで、
0:55:21	協会、
0:55:23	どうなってるかと。
0:55:24	わかんなくて、
0:55:41	具体的に
0:55:47	与儀西原でございます。すみません、横から入って確認をさせていただくと、スキームそれぞれ番号を振っていて、その番号等、部屋番号とかが、
0:56:00	書いてあってその例えば廊下だと長い範囲で何番って書いてある。
0:56:06	ですけど、この、ここで言ってる、1000 宣言とかコンクリーたとかの評価をしている。
0:56:15	対象の範囲がどこからどこまでの範囲なのかっていうのが、いまいちみただけどよくわからないので、この、
0:56:23	番号とかの区分で扱ってる範囲はこっから来ないですっていう境界を例えば世界でわかるようにするとかってそういったイメージですかね。
0:56:51	日本原燃安保でございますはい、承知いたしました。
0:56:55	規制庁下です。あと最後なんですけど、
0:56:58	添付 5 のところで、今回
0:57:13	評価が
0:58:13	過ぎれ心配で承知しました。
0:58:17	成長課です。遮へい 0102 に関しては確か、
0:58:23	車検
0:58:24	会を通じて、

0:58:36	それとオオオカです。元側から、
0:58:39	何かありますでしょうか。
0:58:48	それと、はい、与儀西田でございます特段こちらからはございません。 はい。
0:58:54	規制庁下です。基本的には能勢さんが一番、
0:59:01	清さん。
0:59:16	廃止による、
0:59:21	規制庁志水です。しゃへいの0東条の102については今、大岡さんから コメントあった通り、
0:59:30	精査してまたスケジュールに反映ってということですが、一応
0:59:35	本日のコメントがあった内容について原燃側から振り返りと、あと今後の 再欲しいスケジュールを、
0:59:43	国、
0:59:53	はい。
0:59:54	有限でイシハラでございます。
0:59:58	遮へいは別紙シリーズのほうは、
1:00:02	別紙1の方はちょっと記載をお金を、別紙シリーズ、他の条文別紙1の 記載、基本設計方針としてどこまで書くかという考え方に統一的に合わ せた形にするということも含めて、
1:00:15	再度精査をするということですね。あと遠隔操作ではない、飛ばしている 先とのリンクの考え方みたいなのがわかるようにちょっと吹き出しで注 釈をつけるなりしたいと思います。
1:00:28	あとで審議の方は、計算結果月1個もつく添付は増えていくものです ね、分析とか貯蔵施設とかのやつは、
1:00:38	別紙の中でのピンクって言うんと添付書類の別紙4b a rの全体の更新 とのリンクってというのがちゃんと整理できているかっていうところが、 指摘ありましたのでそこをちゃんと整理したいと思います。
1:00:50	はい。
1:00:51	あと別紙4の全体的には根拠をちゃんと示すことということですね。根 拠状況を設定した理由が不明確といったことも含めて全体でと呼ばれる ちゃんと見て見直したいと思います。
1:01:05	はい。売れば決死シリーズかと。
1:01:09	あと消費0101の方を、
1:01:14	ご指摘受けて、追加した文書なり図面なりというのが誤解を招きやすい ものがあったりということでもちょっと整理をするということと、以前いた だいたものの回答が十分でなかった交渉中の置く整理の仕方、もう一 度、

1:01:28	確認をしたいと思います。あと遮へい02の方は、
1:01:33	先ほど言った根拠のところ指摘がなかったところだったり他の全体ちょっと見て、再度精査をしたいと思います。以上です。
1:01:45	規制庁シミズありがとうございます。
1:01:47	それでは、本日のヒアリングです。すいません。はい。お願いします。規制庁コサクです全体統制ってということでもあるんです。
1:01:56	今振り返りを石原さん。
1:01:59	深谷。
1:02:00	ておられましたけど、
1:02:02	エメックスを中心にしたヒアリングだったということで、
1:02:09	ボックスの
1:02:12	取りまとめをする立場だということっていう理解をすればいいんですかね。
1:02:20	はい。乳井西田でございますはい。そういう整理ですがちょっと本音を言えば本来出れば、遮へいの条文も持ってる。
1:02:28	担当の課長さんなりにやってもらわないといけないんですけど。はい。
1:02:31	そういう形です。はい。
1:02:35	はい、規制庁コサクです私もそう思っていて、
1:02:38	なんでまた石原さんなんだろうっていう気がした。
1:02:41	で、
1:02:43	少なくともヒアリンググーをマネジメントするっていう意味合いで、
1:02:50	取りまとめをするのは構わないんですけど。
1:02:55	下の方から精査っていう点ですけどっていう話があったところはですね。
1:03:00	この前の、
1:03:01	安全機能を有する施設の方もそうなんですけど、しっかり原燃でもともと考えてもらわなきゃいけない
1:03:09	ところで、
1:03:10	それでいうと、
1:03:12	担当者がしっかり考えるのはそうなんですけど。
1:03:16	どうしても担当は、細かなことを一つ一つをやっていてどこまで書いたらいいいんだっていうところまで
1:03:23	意識が回らないと思うんですけど。
1:03:25	それを受ける上司の方だったり、或いはレビューをする方というのは、これで本当に説明が尽きているのかどうかと。
1:03:35	いう観点で見て、自分が来園資料で疑問に思わない程度ということだと。

1:03:41	で、
1:03:43	それで言うのですね精査すべきはイシハラさんではなくて、今言われ担当の課長さんであったり部長さんであったり、
1:03:51	或いは、
1:03:55	承認結局むかの中でそれぞれ分担してレビューをされているのしょうからその人であったりと、
1:04:03	ということだったりするわけで、そういう方々がですねヒアリングでしっかりと話をすると。
1:04:11	ということが大事だと思いますので、今後はそういった意識を持って対応いただきたいと。
1:04:17	前も言いましたけど、ヒアリングにあたっては、誰がそれに当たっている
1:04:22	という。
1:04:23	ことを明確にして対応いた
1:04:26	として、
1:04:31	ある。
1:04:32	日下さんすいません、日本原燃の松田です。衛藤委員のご指摘いただいた通り確かに私どもの方ですね、石原課長がいろんなこと全部、
1:04:43	今まで対応してきたということで、
1:04:47	対応するという意味でそういうふうな体制になってしまっていますが、今ご指摘の方向。
1:04:53	で、私どもの方も強化していきたいと、或いはそういう意識でやっていくということは、もちろんそう思っておりますので、その方向で対応できるようにですね、
1:05:05	努力していきたいと思っておりますよろしくお願いたします。
1:05:08	はい。コサクです。
1:05:10	よろしくお願いたします。松田さんも
1:05:14	こういうところにかかりきりになるという、
1:05:17	ことでは本来ないはずなので、
1:05:19	しっかりと
1:05:22	更新を教育したりしていただいてですね、今回でしっかりとそれぞれの、
1:05:29	担当なりレビューアーの人がやっていけるというふうに環境
1:05:36	整えていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。
1:05:40	はい、承知いたしました。よろしくお願いたします。
1:05:45	規制庁清水です。他と全体を通して規制庁が原燃側から確認等ございませんでしょうか。

1:05:57	与儀別府にございません。
1:06:00	はい。規制庁塩見です。それでは本日のヒアリングはこれで終了したい と思いますので、島カワラサキさん録音の停止をお願い。